

# 平成16年度第2回青森県公共事業再評価審議委員会 議事録

青森県企画政策部政策調整課

日時 平成16年6月5日(土) 13:00~17:15  
場所 ホテル青森 4階『錦鶏の間』  
出席者 青森県公共事業再評価審議委員会委員  
委員長 小林 裕志 北里大学 教授  
委員 足利 鉄雄 公募  
委員 阿波田 禾積 青森公立大学 経営経済学部 教授(欠席)  
委員 一條 敦子 公募  
委員 岡田 秀二 岩手大学 農学部 教授  
委員 武内 智行 独立行政法人 水産総合研究センター  
東北区水産研究所 企画連絡室長  
委員 武山 泰 八戸工業大学 環境建設工学科 教授  
委員 野田 香織 弘前大学 理工学部 助教授  
委員 長谷川 明 八戸工業大学 環境建設工学科 教授  
委員 村井 昇平 青森県商工会議所連合会 事務局次長  
青森県  
企画政策部 中村部長、奥川政策調整課長  
佐藤政策調整課行政評価企画監 ほか  
農林水産部 福澤農村振興企画監、野宮参事(林政課長)  
鳴海農村整備課長、久保沢農村整備課総括副参事  
竹内漁港漁場整備課長 ほか  
県土整備部 鈴木理事、小山内整備企画課長、藤本道路課長  
山崎港湾空港課長、三戸都市計画課長  
木村高規格道路・津軽ダム対策課長 ほか

## 内 容

### 1 開会

司会(奥川政策調整課長):ただ今から、平成16年度第2回青森県公共事業再評価審議委員会を開催いたします。

### 2 あいさつ

司会:開会に当たり、中村企画政策部長からごあいさつを申し上げます。

中村企画政策部長:事務局を預かります、企画政策部長の中村でございます。会議の開催に当たり、一言、ごあいさつを申し上げます。委員の皆様には、4月24日に開催いたしました第1回委員会では、大変長時間にわたる御審議をいただきまして、誠にありがとうございました。また、本日は、公私共に大変お忙しい中、第2回目の会議に御出席をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、本日の委員会ですが、詳細審議地区の選定、そして詳細審議、さらに詳細審議地区に選定されなかった地区の県対応方針案への委員会意見決定に関する審議、これをお願いすることとしております。6月の初めとしては、大変暑い日が昨日から続いております。今日も前回に引き続きまして、長時間の御審議になろうかと思っておりますが、どうぞ委員の皆様には、上着を取られるなど、出来るだけリラックスしていただきながら、忌憚のない御意見、御提

言をお願い申し上げたいと思います。簡単ではございますが、ごあいさつにさせていただきます。よろしくお願いいたします。

### 3 議事

司会：さて、本委員会の会議は、青森県公共事業再評価審議委員会運営要領第2第2項の規定により、委員の半数以上の出席が必要となりますが、本日は現時点で、委員10名中9名の御出席をいただいておりますので、当委員会が成立いたしますことを御報告申し上げます。

ここからの議事進行は、委員会設置要領の規定に基づき、小林委員長をお願いいたします。委員長よろしくお願いいたします。

小林委員長：毎度でございますが、議事に入ります前に、本委員会の基本的な事項を確認させていただきます。

1つ目、この審議会の審議は、委員会運営要領に基づいて公開とします。一般の傍聴者の方は本日お見えになっていないですね。2つ目、審議内容につきましては、整理され次第、審議資料とともに事務局、即ち政策調整課において公表・縦覧にかけます。これをする前には、当然御発言されている各委員に事前に見ていただいて、了解を得てから公表・縦覧します。3つ目、本日も何社かマスコミがお見えになっていますが、委員会終了後の報道機関等への取材対応は、委員長に一任くださるようお願いしたいと思います。

それでは早速、事業審議に入りたいと思います。今日の進め方でございますが、前回の時に各委員から出されました意見、あるいは質問事項、そういうものに対して、十分に各担当部局がお答えしなかったことにつきまして、一括してまとめて資料としてここに作っていただいております。資料の確認です。資料の右上3というものが、前回の1回目の時に各委員から出された質問の内容でございます。それが2枚になってずっと書いてあります。それに対する回答書ということで、分厚いホチキスで留めてあるものが、質問事項に対する担当課の方からの回答書でございますので、これを使いながら要領良く最初にこの説明を聞かせていただきたいと思います。

これについての各委員による質疑応答を行いました上で、本日のメインの議題であります詳細審議地区を選びたいと思います。そこで、私の方で詳細審議地区をどのように選んだら良いかという御提案を申し上げますが、詳細審議地区に選ばれなかった地区につきましては、本日、県の方針どおりでよろしいかどうかの決を採りたいと思っております。

最後に詳細審議地区について詳しく意見交換、審議をしていきたいと思っております。

このような手順でよろしいですか。それでは、早速ですが、前回の宿題となっておりますことについて、この資料を使いながらどうぞ、順番で事務局の方から御説明いただきたいと思っております。

整備企画課：それでは始めに、足利委員からの御質問で、公共事業のコスト縮減についてでございます。まず第1点目のコスト縮減の中で、設計・積算の中で単価が大きな課題であることと、コスト縮減の効果等についてでございます。これについては、工事価格の積算に使用する労務費及び資材単価は毎年、国と合同で調査をして、4月に単価を決定し設計に反映させております。さらに、価格が大幅に変動している場合は、必要に応じて単価を改訂して対応しております。また、公共工事コスト縮減対策は、平成9年から取り組んでおります。平成14年度の実績は、平成8年度に対して縮減率で13.2パーセント、縮減額では246億円の低減が図られております。

第2点目の公共工事コスト縮減についての県の対応であります。これについては国でも平成15年度から、新たにコスト縮減を図ることとし、平成15年度から19年度までの5年間で、平成14年度に対して縮減率の目標を15パーセントとしております。県では、このことを踏まえて、国と同様に更なるコスト縮減を図ることとし、これに関わる作業を進めている

ところでございます。

農村整備課：農村整備課の新山と申します。武山委員から御質問のありました農業農村整備事業のB/Cにおける当初計画の採択基準、並びに残事業費に対する評価の内容について御説明いたします。3ページをお開き願います。事業採択におけます費用対効果の評価基準については、ほ場整備やかんがい排水施設整備など農業生産基盤の整備を行う事業または工種は、土地改良法の定めによりまして、採択に当たって費用対効果を算定し、値が1以上であることが基本要件となっております。また、農村公園、コミュニティ施設など生活環境基盤の整備を行う事業または工種については、国の指導に基づきまして、平成13年度から新規採択地区を対象といたしまして、参考として費用対効果の算定を行っております。

次に残事業に対する評価でございます。費用対効果は、国の通達に基づきまして、当初計画及び変更計画の策定時点に、事業の全体計画を対象として算定することとなっております。したがって、残事業を対象にした算定手法はとっておりません。費用対効果の算定方法については、4ページにその概要が記載されておりますが、これについては後ほど御覧いただきたいと存じます。

続きまして、5ページを御覧いただきたいと思っております。整理番号13の荒川地区鉍毒対策事業で計上しております、景観保全効果のうちの水質浄化効果について、武山委員から御質問が出ておりますので、ここで御説明申し上げます。この効果の定義は、農業排水の水質の浄化が行われ、公共用水域で発生しています水質汚濁が軽減される効果というふうになっております。荒川地区鉍毒対策事業による効果は、強酸性水の分離によりまして、河川の水質が改善され、農業用水、農業排水の水質の浄化と公共用水域の水質汚濁の軽減が見込まれ、この効果の定義に合致いたしますので、水質浄化効果を計上しております。水質浄化効果の年効果額の算定については、水質を浄化する施設の事業費に、耐用年数に対応した還元率を乗じたケース1、水源転換などの代替事業費のケース2、これらを比較しまして、小さい額を採用することとなっております。荒川地区鉍毒対策事業の場合は、最経済的な方法を検討の上、現処理工法を採用していることから、ケース1によって算定しております。この効果のほかに、農業生産性向上効果や、農業経営向上効果を加えた年総効果額を求め、費用対効果を算定しているところでございます。以上でございます。

道路課：次に道路課からお答えいたします。長谷川委員と阿波田委員から、道路事業のB/Cについて、県単事業の採択時の考え方を含むということで、質問の中身は、道路の目的の中に半島の施策や観光立県というテーマに基づいて、事業展開をしているという説明等をしたわけですが、便益の中にカウントされていないというようなこと。便益として取り上げるには難しいと思われるが、事業の展開を図っていくためには、そういう視点を併せ持つて欲しいということ。半島振興事業は、元々交通量が少ないところと思われるので、評価マニュアルを適用すれば小さい値となるはずだと。それでも事業を展開するというのであれば、地域特性などを考慮して独自のマニュアルを作る必要があるのではないか。これまで県単事業については、費用対効果分析を行っていないというような表現になっておりますが、それではどういう方法で採択をとっていたのか、という質問がございましたので、これらについて総論的にお答えしたいと思います。

6ページでございます。これは、先ほど申し上げました道路事業のB/Cについて県単事業の採択時の考え方を含めるということで、ここに、7ページに別添資料となっておりますが、費用対効果分析の概要についてということで、これは国のマニュアルから抜粋したものです。費用便益の趣旨、費用便益分析の基本的な考え方、マニュアルの更新など。それから費用及び便益の算出の前提。それから、算出方法のフローということで、この細かい説明が、9ページから書かれております。これは国のマニュアルということで、細かい説明は特に要らないと思っておりますので、後で参考にしてもらいたいと思っておりますが、特に、9ページの中

の(2)費用便益分析の基本的な考え方ということで、3項目ありますが、その中の丸の2つ目、道路の整備に伴う効果としては、渋滞の緩和や交通事故の減少のほか、走行快適性の向上、それから沿道環境の改善、災害時の代替路の確保、交流機関の拡大、新規立地に伴う生産増加や雇用、所得の増大など、多岐多様にわたる効果が存在するとなっております。このマニュアルの中においては、それらの効果のうち、現時点における知見により十分な精度で計測が可能で、かつ金銭表現が可能である走行時間短縮、走行経費減少、交通事故減少の項目について、道路当初の評価手法として定着している社会的余剰を計測することにより、便益を計算するとなっております。これに基づいて、便益計算をしてきております。10ページ、11ページにわたっては、後で参考に見ていただきたいと思っております。

12ページ、前回の質問でいろいろ出た中の対応として、今後の対応ということで、これまで県単事業については、政策的に県土の均衡ある発展を目指した道路の整備を図るため、比較的交通量の少ない地域の生活道路や、地域の観光振興を支援する道路、他地域に比べ生活環境の遅れている地域の道路、広域的なネットワークの形成を補完する道路などで、かつ地元の要望や協力体制の整っている箇所、及び優先度などを定性的、総合的に判断し採択してきております。しかし、県の財政上も厳しくなってきたことから、県財政改革プランに基づき、全ての事務事業を見直す必要が生じてきました。平成15年度に事前・継続評価が実施されたこと、平成16年度公共事業再評価の事業対象となったこと、県民に対して事業の優先度等を分かり易く説明する必要があることなどから、国の費用便益分析マニュアルに基づき、定量的に分析、いわゆるB/Cを行ったところです。その結果、前段でも述べたように、事業の必要性が高いにも関わらず、定性的な評価はされてきたものの、道路整備に伴い発生する便益が正しく評価されていないことから、今回の評価対象事業箇所の大部分のB/Cが低い評価値となっております。

国の費用便益分析マニュアルは、金銭表現が可能な、先ほど申し上げました走行時間短縮、走行経費減少、交通事故減少などの項目についてのみ計算を行っております。金銭表現の難しい観光振興などの地域特性を考慮した評価がなされていないためであります。そこで、前回、委員会での各委員からの御意見を踏まえ、地域特性並びに緊急時などにおける道路整備の効果に関する下記の項目について、新たに便益計算の評価項目として評価してみました。効果の要因はいろいろあると思っておりますが、1つ目、冬期走行時間短縮による効果、2つ目は観光振興による効果、3つ目は地域振興による効果、4つ目は地域医療施設へのアクセスの向上による効果、5つ目は防災、災害などに関する効果、に絞って評価をしてみました。この項目の効果の算出の概要について御説明いたしますが、13ページです。

1点目の冬期走行時間短縮による効果。これまでB/Cの計算において、冬期間の速度による便益を考慮していませんでした。特に、本県の場合、豪雪地域が多いことから、これに着目し、地域の特性として、冬期走行時間短縮による効果として評価することとしました。これまで行っている算出方法では、1年間、道路に雪のない状態での走行時間差で計算を行っておりますが、今回は雪のある期間を90日と想定しております。整備前の現道の速度が、例えば夏場は30キロだとすると、冬場は20キロということで、速度差が10キロほど差が出てくるということで想定しております。

2つ目の観光振興による効果。新幹線効果による観光客の増加分から算出することといたしました。新幹線八戸駅が平成14年12月1日に開業されたということで、平成15年度の県内の観光客が、八戸市を中心に上北地域、下北地域、津軽地域と増加傾向にあります。このことから、この増加分の相当数が当該道路を利用するものとして、その効果及びその先での観光客の宿泊代及び土産代等も観光振興効果として評価することとしました。宿泊代、1人当たり7,379円。お土産代、1人当たり2,107円ということで、これは平成14年青森県観光統計概要の数値を採用させていただいております。

次に3つ目、地域振興による効果。これまで、地域振興については、金銭表現が難しいということで、定性的な評価をしてきたところではありますが、今回、地域間における交流に着目し、その評価をすることとしました。地域振興の評価の算出には、各市町村の公民館、文化センター、体育館、公園、地域の祭りなど、市町村の行うイベントなどの集客数を把握し、そのうち道路網の整備によって増加する分として30パーセントを想定し、地域の振興効果として評価することとしました。イベント、行催事等により1人当たり平均1,000円の便益を享受することといたしました。これは、イベントなどは無料の場合、あるいは有料の場合1,000円から5,000円というような料金が必要となりますが、これらを平均して、1,000円程度の便益があると想定しております。

4つ目、地域医療施設へのアクセスの向上による効果。これまで医療施設への利便性の向上など、定性的な評価を行ってきておりますが、高齢化を迎え、介護施設や医療施設へのアクセスなど、道路の果たす役割が大きいものがあるということですが、しかし、定量的な評価が難しいということですが、今回は各市町村の年間死亡者数の平成12年から14年の過去3年間の平均値のうち、25パーセントを当該地域に配分し、そのうち当該道路ができることにより、100人当たり1人の生命が救われた場合を想定しまして、その生命代、1人あたり3,000万円ということを効果として評価することとしました。これは道路投資の評価に関する指針の中に、損失額1人当たり3,000万円という額がございましたので、これを参考にさせていただきました。

5点目ですが、防災、災害時などに対する効果。これまで、これについても金銭表現が非常に難しいということで、定性的な評価をしてきたところですが、防災、防火、水防、災害時の救助及び緊急時の物資輸送など、道路の果たす役割が非常に大きいものがありますが、今回は道路が整備されることによって、これらの効果が潜在的にあるというように考えました。しかし、防火、水防、災害などについては、発生頻度や発生規模の想定というものが非常に難しいことから、今回は道路の耐用年数を40年としまして、還元率により年効果を算出して、便益として評価することにしました。道路の耐用年数を40年ということについては、いろいろ考え方があると思いますが、今回は、便益計算における検討年数が40年ということで、これに合わせて40年ということと計算しております。

以上の5項目について算出した結果、資料2の4ページの整理番号17番から24番までのB/Cの項目に、前回表示した数値の下段に括弧書きで表示いたしました。全て一応1はクリアはしております。今回、非常に少ない時間の中で、データ不足ということもございましたが、精一杯やってみました。いろいろ御意見があるかと思いますが、今後、皆さんの御意見を参考にしながら検討を加えていきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。以上です。

農村整備課：農村整備課の砂澤といいます。野田委員から御質問のあった、環境への配慮に対する農業農村整備事業の取組について御説明いたします。16ページからとなります。なお、環境配慮への基本考え方を模式化したものを参考資料として添付しておりますので、併せて御覧いただければと思います。

農業農村整備事業における環境への配慮については、平成11年度に制定された食糧・農業・農村基本法、これを踏まえて、平成13年度に改正された土地改良法の中で、農業生産基盤の整備事業実施に当たっては、環境との調和に配慮することが明文化されております。このことから、環境との調和に配慮した農業農村整備事業等基本要綱が国において定められまして、市町村が策定する、農村地域の環境保全に関する基本計画となります。田園環境整備マスタープランに基づいて、事業が実施されております。この田園環境整備マスタープランは、環境との調和への配慮を実効性のあるものにするため、また、地域の特徴を考慮して、市町村が策定するものでございます。農業農村整備事業の実施に当たっては、環境を創造するた

めの施設を整備する区域、環境創造区域とっております。環境に配慮した工事を行うこととした区域、この2区域が定められております。

具体的な取組については、次の17ページになります。県では、平成14年度から環境に配慮した事業の実施に向けて、客観性と透明性を確保する観点から、専門的知識を有する第三者で構成する協議会であります環境情報協議会を設置いたしまして、新たに事業を実施する地区と、事業継続中で事業計画を途中で変更する地区、これらの全地区を対象としまして、事業計画の内容が田園環境整備マスタープランと整合性がとれているのか。また、環境保全対策に対する基本的な考え方などについて、この協議会において御審議いただいております。そして、その協議会から出されました意見、その他については事業実施に活かしております。

その他の取組としましては、(2)に記載しております、環境配慮に関わる調査、計画手法を確立することや、いろいろな環境配慮に対する技術的な面を蓄積していくことを目的としまして、西津軽地区を対象に、環境調査、生態系の解析などを行い、環境配慮対策工法というようなものを、モデル事例として取りまとめしております。以上が環境への配慮に対する農業農村整備事業の取組についての説明といたします。

事務局：次に18ページでございます。岡田委員から出ておりました、同じく環境への配慮につきまして、どの様なチェックをしているかという御質問がございました。環境の配慮につきましては、青森県環境計画に対応した事業実施をしているかどうかということで判断をしているところでございます。具体的には、前回の第1回委員会に先立ちまして、委員の皆様方にお配りしております、青森県環境計画の中の地域別環境配慮指針及び開発事業等における環境配慮指針というものに基づきまして事業ごとに対応状況をチェックしております。

具体的なチェックにつきましては、全部となりますとこの位の厚さになりますので、ちょっとボリューム的に大変だということで、今回4つの参考事例ということで、皆様の方に提供しておりますので、こういう形でチェックをしているということで御理解をいただければと思っております。

次に、39ページでございます。同じく、岡田委員から御質問がございました、各事業の計画変更の中身を出して欲しいという内容でございます。公共事業再評価における計画変更の具体的内容、範囲につきましては、次のページにございますように、公共事業担当課で事業ごとに定めているという状況でございます。これにつきましては、公共事業再評価実施要綱等の資料といたしまして、皆様の方に事前にお配りしてありますので、よろしくお願ひしたいと思います。具体的な範囲の中身は40ページの方に付けてありますので、御参考までによろしくお願ひしたいと思います。

次に41ページでございます。野田委員からの質問でございます。エネルギー利用に対して、県としてどういう立場でいるのかという御質問がございました。本県における原子燃料サイクル事業及び原子力発電所につきましては、国のエネルギー政策、原子力政策に沿う重要な事業であるとの認識のもと、安全確保を第一義に地域振興の寄与を前提として協力してきたというところでございます。立地協力要請から今日まで、本県における原子力施策の国策上の位置付けについて、節目節目で確認等を行いながら、操業に当たっては事業者との間で安全協定を締結するなど、安全確保を第一義とする姿勢を堅持しながら、慎重かつ総合的に対応してきたところでございます。御理解をよろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

小林委員長：ここから個別に入るんですが、今まで御説明したところは、各委員からそれぞれ公共事業に対する取組とか、再評価の考え方、あるいはB/Cの考え方とか、総論的なことについてのお話をずっと説明してもらったというところなので、ここで一旦切って、総論的考え方とか、個別に入る前の全般を通しての本審議会の委員としての質問などがあれば、ここでちょっと整理していった方が良いのかと思います。どうでしょうか、全般を通しての

お話でございます。どうぞ、長谷川委員。

長谷川委員：県の道路事業のB / Cについて、県単独事業の採択時の考え方に対して、非常に御検討いただいたことについて評価させていただきたいと思います。11ページの概略検討フローというのを見せていただきますと、便益の中には、今のところ費用的に計算が可能な範囲といえますか、そういう限定された便益が算定されていたということに対して、県のスタッフ、それから地域振興という本来の目的に沿った効果算出に取り組んでいただいたことに対して、評価させていただきたいと思います。

先ほどもお話がありましたが、こういうような効果についてのカウントの仕方については、いろいろ議論のあるところかと思いますが、それにしても、一つ前に前進していく、そういう県独自の考え方、評価の仕方というものに対して取り組んでいただけることを今後も期待したいと思います。以上でございます。

小林委員長：ありがとうございました。確かに、13ページ、14ページのところに、一応時間当たり冬に10キロ差があるとか、宿泊代、お土産代とか金額を試算しておられるわけで、果してこの数値そのものが妥当なのかどうかというのは、やはり今後、更に精度の高い数値を考えていかなければならないとは思いますが、長谷川委員のおっしゃるとおり一歩前進したという形です。

ただ、こちらの一括表を見て、前回いただいたB / Cの下が括弧になると、全部2とか4.6とか2.6とか4.58とか、見ようによっては、この数値を高めるように使われているのではないかという見方をされても困るので、やはりここで13ページ、14ページにあるような数値の妥当性というか客観性というのは、今後更に検討していく必要があるのかと私も思っております。ただ、確かに県独自の特殊性を一歩前進したという点では、私も同じ意見でございます。ほかにいかがでしょうか。足利委員、どうぞ。

足利委員：先ほど、設計・積算の面から見たコスト縮減について御説明がございましたが、コスト縮減というものが進んでいるなという思いを強くしました。そこで、設計・積算の面から見たコスト縮減について、再評価調書の中にも実績として係数的に謳っても良いのではないかという気がいたします。各事業全部書いてありますが、これは設計・積算の面からという取り上げ方をされているのは1件しかございませんので、こういう取り上げ方で、出来れば数字を出した方が大きな実績だという気がしますので、この辺の取扱いについてお伺いします。

小林委員長：いかがですか。今、1ページのお話ですが。どうぞ。

整備企画課：これについては、各箇所について縮減を図っておりますが、これを数字的にも1ヶ所ずつ積み上げなければならない作業もございますので、今後は検討して数字的に載せても良いものは載せるような方向で検討いたします。

小林委員長：今後は、足利委員のおっしゃるような方向の検討を進めていくという回答でございます。よろしいですか。ほかにどうでしょうか。全般の話は。どうぞ、武山委員。

武山委員：道路のところで、先ほどと関連しますが、改築することによって、例えば冬期通行止めであったところを解消するとか、そういう効果も大きいと思いますので、もしそういう対象事業があれば今後検討していただきたいと思います。

2番目の観光振興による効果。この金額そのものを便益として足し込んでいくのは、多分まずいと思うのです。コストも出てくるでしょうし、果たして便益がどの程度かという、これだと本当に膨らましてしまうような形になりますので、この金額そのものを足しこんでいるのであれば、もう少しそこは検討が必要だと思います。

小林委員長：今の武山委員の御発言のような見方もされてしまいますので、先ほど私が申し上げたように、この13ページ、14ページの具体的な数値については、それぞれ更なる吟味が必要だということですね。

武山委員：それともう一点です。評価マニュアルの第2編の方だと思うのですが、地方部に対して、地域係数という考え方を見直そうという話も少しありますので、繁雑になるかと思いますが、三段書きといいますか、今までのものとその地域係数でやった場合と、県独自に便益をもう少し見た場合という形で、一本に絞れないのかなと。いろんな計算の仕方によって変わってくると思いますので、そういう形で併記していくような方向性が良いのかなと思います。

小林委員長：その辺も担当課の方で御検討いただきたいと思います。岡田委員、どうぞ。

岡田委員：一点は、今の件と関わるのですが、半島、離島、山振、過疎、辺地、これは皆、今日的な言葉で言えば、条件不利地域の初発のところは議員立法で作った法律に基づく振興の項目ですよね。即ち、一般的な理解からいくと、やはり公共事業のある基準には乗っかってこないことが前提の、そういう事業部分ですよね。それをこのように独自のB/Cで、こんなに効果があるんだというのは、私はこれはちょっとおかしいというか、大変奇異な評価の仕方だと思います。だから、これを明らかにしていくこと自体の逆の問題性もあって、それは慎重であるべきだと実は強く思います。だから、定性的に評価することと、この委員会で独自に意見をきちんと述べることの意義、意味を、やはり県御当局に御理解をいただくという置き方といいますか、それが大事であって、何でも数値化しなければならない、これは私はどうかと思います。これが、先ほどの件と関わった第一点です。

それから、私が御質問しましたのは、18ページに御回答いただいているのですが、御覧いただきますように、このチェック項目でやりますと、配慮していますというか、例えば19ページの一番目、森林の表土保全や土砂の流出防備等、防災機能の維持保全と向上に配慮している。これに基づいてやりましたよと。その具体的な中身が欲しいという質問をしたわけです。具体的には、何をどういうように評価したのかということです。この02番とか、03、04という、中身の、これは正にある大きな標題を述べただけであって。

小林委員長：どうやってやったんですかと。

岡田委員：ええ。個々の地域に即して、例えば植物だとか鳥獣保護なんか、あるいはひょっとすると、ここは手を付けない方が良いという箇所も、場合によってはありますよね。このメッシュは大変大きいですから。やはりそこまで注意をされるのが、今の公共事業の一つの、私どもがチェックすべき点だと思っていますので、出してもらえないもの、出してもらえないもの、それはあるかも知れませんが、場所によっては、それは大事ではないかと思っています。ですから、これ自体はもう事前にいただいていますし、見てきておりますから、こういってここは当然にやらなければならないなということで見えています。

それと同じことで、計画変更の中身を少し教えてくれという、39ページのところは、これは正にこのとおりで、事業ごとに整理されております。しかし、例えば、12年度に変更しました。15年度まで最終年度にしますが、今の進捗率はこうなっていますという、これで終わっているんです、調書が。そうではなくて、やはり何処がどういうふうに変更になったのか。その変更に基づいて今度は評価を行っているわけですから、当初のところと変更後の中身、大事なところだと私は思いますので、その具体的な中身が欲しいんだという質問をしたつもりでございます。

小林委員長：いかがですか。ということだそうです、岡田委員の質問は。まず第一点の19ページからずっとサンプルが出ておりますが、その中に、例えばブナ林などの保水機能、水源涵養機能の維持、保全に配慮とか、いろいろあるじゃないですか、書いてあること。野生生物、多様な生物、これは具体的にどういう検討というか、調査というのかをそれぞれの担当ではされて、とかとかというようになってきたのですかという、基礎となる調査の出し方を委員はお尋ねなんだそうですが。どこで答えていただくかな。束ねる政策調整課の方ですか。これは県土整備部も農村整備部もどちらにも適用されるんですよね、この調書チェ

ック表というのは。ですからどうですか、その辺は。中身のチェックの程度ですが。  
事務局：政策調整課の沼岡と申します。環境への配慮につきましては、ただ今御説明申し上げましたとおり、環境のチェック表に基づきまして、マトリックス的に事業実施地区について、地域別に配慮する指針と開発段階における配慮指針というものが、青森県環境計画の方に示されております。

特に 19 ページを例に申し上げますと、この黒丸が付いているところは、この地区で特にこの項目について留意する必要があると。白丸につきましては、黒丸ほどではないものの配慮が必要だと。ポツにつきましては、更にまた配慮の程度というようなものが小さくなっていく。これらのチェック項目に基づきながら、それぞれの事業所管部局で、具体的に事例を当てはめながらチェックする際の、いわゆる参考的なチェック表というような作り込みで、事務局としては作っております。

具体的にどのようにチェックがなされたかということにつきましては、事業課の方から具体的な説明になるかと思えます。ただ、その際、19 ページでも特記事項という欄がございますので、この中でも特に留意したということがあるならば、この特記事項欄を活用してもらいたいということでもあります。

小林委員長：岡田委員、どうですか。

岡田委員：一つ一つの事業に即して、実はお尋ねするのが一番良いと思うのですが、これで終わりですという調書だったものですから、やはり大変気になります。植物にしる動物にしる水質の問題にしる、この地区では大変気になったから、こういう調査をして、こういうデータを持っていますよという、そこまでやはり気を付けていただくべき項目なのではないかと思っておりますので、事業によっていつでも出せますと。あるいは、ここではこういう植物については、実はこの場でも明らかに出来ないけれども、こういうことがあってという具体的な話が出てくると本当は良いと思えます。

小林委員長：むしろ、下の方の特記事項というところに、そんなことが特記されると、こちらが検討する際に良いですねということですね。

岡田委員：この内容ですと、「配慮しました」でチェックして終わりですよ、早い話が。これではどうかな、というのが率直な、このレベルでは感想ですね。

事務局：今いただきました御意見、参考にさせていただきますまして、次年度以降、もう少しこの特記事項の欄を活用するように考えたいと思えます。

もう一点でございますが、継続、計画変更についてであります。この計画変更というのは、平成 14 年度の再評価審議委員会でも、いろいろ議論をいただいたところでありまして、従前は見直し継続というような括りで整理していたところでもあります。つまり、公共事業再評価に当たって、今後の対応方針を継続とするのか、計画変更とするのか、中止するのか、あるいは休止するのか。その判断に当たって、従前でしたら見直し継続でありましたが、その見直し継続の定義付けというものが、非常に曖昧であるというような御指摘をいただきまして、それを踏まえながら、計画変更という名前で、見直し継続を変更させていただいて、その計画変更の具体的な考え方をそれぞれの事業ごとに整理したというものであります。

つまり、この再評価審議委員会の委員の皆様御意見を踏まえて、この事業について、計画を変更するべきじゃないのかという御意見があった場合、例えば、農業農村整備事業では、受益面積の増減が 10 パーセント以上の変更になるだろうというような事業の変更の意見が出た場合は計画変更になるだろうと。仮に、10 パーセントに満たないような受益面積の増減に関わる事業の見直しの提言があった場合は、それは計画変更ということではなく、附帯意見とか、そういうような委員会からの意見のような形で取りまとめたいかというようなことを 15 年度の改善でお示ししたというような経緯がございます。

岡田委員：個々の事業について、今の整理で結構なのですが、計画変更の中身は実はここだ

ったのだということが調書の中に明記されていませんよね。例えば、9番目ですか。当初は、平成15年度で事業が終了しますと。ところが、終了予定年度が18年度に変わりました。その間に12年度に計画変更をしたんですと。こういう調書ですよ。この調書、計画変更は良いのですが、何でこれが計画変更だったのだろうという、ここの評価も全体に関わって評価する場合には、改めて大事だと思っているのです。だから、この中身は何でしたかということ、やはり先生方に分かっていた上で評価をいただくといかがかということです。事務局：ただ今の岡田先生からの御意見というのは、当初計画から再評価にかかるまでの間に、事業の一部変更とか、回答書の中でいっている計画変更ではないものの、一部事業自体の見直しを行っているなど、それが再評価に当たっての重要な情報になるので、再評価調書でも計画変更した場合は、どのようにしているのかというようなことを明示されるべきではないかという御意見でございますか。

小林委員長：そういうことです。

事務局：分かりました。これにつきましても、来年度以降の検討課題にさせていただきたいと思えます。

小林委員長：そうですね。更に精度を上げるためにも、よろしくどうぞ。それでは、42ページからの個別地区について、御説明をいただきたいと思えます。どうぞ。

農村整備課：42ページです。農村整備課の三上でございます。地区番号が13番、地区名が荒川地区鉍毒対策事業でございます。長谷川委員、武山委員、野田委員から出された質問が、これまでの経緯とB/Cということでございました。B/Cについては、先ほど御説明したので省略させていただくということで、43ページを見ていただきたいと思えます。ここには、前回説明申し上げましたが、事業概要を簡単に載せております。主に主要工事については、当初計画、それから先般御説明申し上げましたとおり、トレーサー試験によって漏洩ということで、処理工法を変更しています。三陸はるか沖地震によって、増量ということで施設がもう1基増えているという内容でございます。2番目が、前回再評価に審議になった時の意見、審議区分をここに載せております。

44ページでございます。経緯でございますが、荒川地区鉍毒対策事業は、昭和59年採択ということになっております。この前段として、昭和初期の地震によって、一度事業を実施しております。ただ、十勝沖地震によりまして、また被害があったということで、この荒川鉍毒対策事業が昭和59年採択着手となっております。それと同時に、地下注工法というものでございますので、いろいろ技術的な検討をいただくということで、同時期に荒川地区鉍毒対策事業検討委員会を発足させております。主に、ここで審議いただいたのが、そういう実施工法の検討をいただいております。それから地質調査に基づく処理の可否判断というものをご検討いただいております。具体的には水源の水質、あるいはポーリングの調査、各種試験を専門的な見地から検討いただくということで、この委員会では、泉源の処理については全量、2,300リットルですが、これを地下注入するという工法で決定いただいたところでございます。その後、前回お話したように、トレーサー試験により地下注入水の漏洩が判明ということで、いろいろ地下注入した経路、影響等について審議いただきまして、中和処理した後に地下注入するというので、中和処理併用工法を決定いただいております。処理方式につきましても、いろいろ室内試験を経て、現在の処理工法としたというふうな内容でございます。

その後、三陸はるか沖地震が起き、水量、水質、急激な水量の増と水質の悪化がございましたので、二次整備、追加施設を設置することとなりました。そういった観点で、新たにここで検討委員会を発足させております。荒川地区強酸性水処理検討委員会ということで発足させております。この中では、特に水量増に伴う二次整備ということになりますので、処理水量、あるいは水質による水質改善効果を捉えながら検討しなければならないということで、

一つには水源の湧出の予測。あるいは取った場合の予測ということで、水質予測モデルで検討して、最終的には経済的な処理工法までを検討していこうということで審議いただいたものでございます。これにつきましては、水質予測モデルを決定いただいております。現施設、これまで造った施設において、運転仕様も含めております。それらを含めて、試運転を開始しております。試運転の中には、実際の機器を使いまして、中和材料としてホタテ貝殻の有効性を検証、発生しました汚泥の有効利用の検証を続けてきております。それらも含めまして、そのモデル、それと実態と、実際の効果ということで検証するという形で、現在、長期検証試験を実施しております。それらの検証、あるいはホタテ貝殻の有効性の検証、発生汚泥の有効利用の検証、それらを含めまして、今後、二次整備の処理工法、あるいは経済的な工法を決定するという形で現在進んでおります。以上です。

小林委員長：私の進行の仕方に問題があるのかな。次の45ページは治山事業全体的話でしょう。46ページは予算保留、47ページはちょっと資質が違う、48で用買の話。個別のものを先に、52ページ、17番の三厩地区、これを簡単にいきましょうか。52ページ、17番担当の方、武山委員の質問に対してお答え下さい。

道路課：それでは52ページ、17番について、中止の判断をするためにどんな残事業があるのかという話を伺いたいということですが、残事業としては、延長1,800メートルでございます。事業内容としては、1,800メートルの中の路盤工、舗装工、歩道工、排水溝、法面工などでございます。また、当工区については、これまで交通の支障となっていた急カーブ区間や、幅員の狭小な区間の現道の拡幅工事を行ってきましたが、大規模な改築が必要な区間の解消が図られ、地元からも理解が得られていることなどから、現在の交通流動や交通安全上など総合的に判断した結果、評価として中止といたしました。なお、平成6年度当時、交通量が日当たり1,300台ございましたが、現在、今回の評価の時点では、日当たり900台というように交通量が減少してございます。それから、急カーブの解消を図る予定箇所は、当初10箇所あったわけですが、既に8ヶ所を解消済みであります。1,800メートルの中には、2ヶ所残っているということですが、走行上大きな支障がないというように判断しております。

また、残事業区間につきましては、今すぐに別事業で整備するというのではなく、今後の社会情勢の変化や、交通流動、それから沿道の状況変化、地元の意見などを総合的に判断して、部分的に整備が必要な箇所が認められるという場合には、スポット的に維持的工事などで対応していくという考え方で、現在行っているような計画的な事業は行わないということでございます。以上です。

小林委員長：21番、野辺地の話です。どうぞ。

道路課：次に21番ですが、中止箇所の残事業のB/Cが1.08というのがあり、21番では中止ではないが、残事業のB/Cが0.97となっている。残事業のB/Cが高いのは一般的だと思いますが、21番が何故そんなに低いのかということでございます。

一般的には、残事業のB/Cを算出しますと、残事業費、いわゆるコストが少なくなりますので、B/Cは高くなると思われれます。21番の残事業に対するB/Cが低い理由としましては、当工区の残事業区間5区間ですが、延長240メートルと短いため、走行時間短縮において整備前と整備後の速度差がほとんど出てこないというふうなことがございまして、便益が上がらないために、結果として残事業のB/Cが低くなっております。それから、一般的には、上記のことが言えると思いますが、各工区のファクターによっては、同じような結果が出てくるとは限らないと思います。

また、今回の対象事業の中の稲盛千代町山田線の残事業のB/Cも低くなっております。これもまた残事業延長が250メートルと短いということで、全体のB/Cが2.51、そして残事業が1.69と、1はクリアしていますけれども下がっているという傾向にあるということでございます。以上です。

小林委員長：続いて24番どうぞ。

道路課：54ページ、24番ですが、これは、1回目の一條委員の質問に答えていなかったものですから、今回ここに載せてありますのでお答えいたします。費用対効果分析の変化要因の再評価時のB/Cが0.56とかなり低い数値になってしまう要因は、どのようなことが考えられるでしょうかということ、54ページの6行目辺りですが、当工区については、全体延長が1,500メートルのバイパス計画であり、工事内容としては、路盤工、舗装工、盛土工、切土工、排水工、橋梁工などがございます。その中で、特に橋梁工3ヶ所と切土面の法面保護対策などの大型構造物、全体の33パーセントくらいございますが、更に建物物件移転補償に大きな費用、これも全体の約30パーセントを用意しております。そういうことで、現況の交通量も若干少ないということもあって、走行時間短縮便益において、便益額が小さくB/Cが低い値となっております。事業費が大きいということは、資料2の23番、こちらの方の延長が1,560メートルというようになっておりますが、事業費を見てみますと、6億6,300万ということで、延長で単純に見ますと、このくらいの差がありますよと。B/Cが2.51と、この場合は高くなっているというふうな、事業費が大きいという比較はここで参考になるかと思えます。

また、前回、委員会での各委員からの御意見などを踏まえて、今回地域特性などについて評価して、その結果、先ほどの資料2にも表示しておりますが、そういうことからいくと、B/Cは2.94というふうに上がってきます。その辺も併せて御理解をいただきたいと思えます。以上です。

小林委員長：次、続けてどうぞ、26番。

港湾空港課：港湾空港課です。深浦港海岸局局部改良事業について、計画変更に至った背景について教えて欲しいということです。本事業につきましては、荒天時に越波があるということで、平成10年度に深浦町から離岸堤の設置要望を受けております。平成11年度に漁協組合長等の同意を得て、国に事業要望したところです。7月には、漁協の理事会において、設置予定箇所でも漁をしている組合員もいるということなので、2月の総会に諮りたいということでした。しかしながら、離岸堤の設計が未了であったため資料が不十分で、漁協としては、その総会に諮ることが出来ないということでした。

その後、平成12年度に事業が採択されておまして、5月には漁協組合長、理事に計画の案を説明し、全理事の同意を得ております。7月には、漁協役員会の同意を得まして、設計委託を発注しました。これに基づいて、8月に現地に離岸堤の位置出しを行って漁協がそれを確認しております。同じく9月には、ブロックの製作工事を発注しております。しかしながら、13年の2月に離岸堤の設置予定箇所でも漁をしている組合員の反対があるために、総会に議案を提出出来ないという漁協の判断がありました。それ以降、県と町及び漁協でいろいろ継続協議をし、離岸堤の位置の変更、代替案等も含めて漁業者の理解を得るように努めてきたのですが、結果的に理解を得ることが出来ずに今日に至っております。

漁協としては、総会において全会一致で採択したいということを望んでいるわけですが、今の状況では全組合員の同意を得ることは非常に困難だということで、休止状態になっているわけです。しかしながら、波浪による越波被害はあるわけで、これを解消する必要があるということで、県としては当初計画にこだわらないで、工法を変更することで、そういう被害を解消していきたいということで、工法変更ということが望ましいのかなと考えております。よろしく願います。

小林委員長：以上、13番の地区、17番、21番、24番、26番のそれぞれの個別の事業についての、各委員からの御質問に対する詳しい回答でございます。何か補足質問ございますか。野田委員、どうぞ。

野田委員：13番の荒川地区の鉍毒対策なのですが、前回、中和材料についてお聞きしたので

すが、資料中に石材中和と書いてあって、石灰中和の間違いではないかということで、それについても今回お答えいただけるということだったのですが、ここにホタテの貝殻を使った試運転を開始しているということも書いてあるのですが、実際今、中和としては、何の材料でやっているかを教えていただけないでしょうか。

それと、中和の時に起こった汚泥を有効利用するという方法が書いてあるのですが、温泉水を中和した時に、どうしてもペーハーが下がったり、温度が下がったりした時に、単にペーハーを上げるということだけではなくて、いろんな金属が沈殿すると思うんですね。だから、中和した時に出た汚泥をそのまま、例えばミネラル源として使うとか、肥料にして使うという時に、例えば水銀とか、カドミウムとかヒ素とかいったものが汚染源となる場合もあるので、もしそれを今、汚泥を利用するという事で考えているのであれば、金属汚染についてどう対応しているかということも併せてお答えいただけないでしょうか。

小林委員長：どうぞ。

農村整備課：それではお答えします。前回もお話しましたが、石灰石の間違いでございます。粒状の石灰石ということで御理解いただきたいと思います。基本的には、それで実施しております。ただ、ホタテ貝殻も同様の成分ということで、一緒に検証しているということでございますので、少し説明不足だったかもしれません。

それから汚泥の有効利用についても、現在検証中ですが、確かに、例えば亜鉛とか、アルミニウムは、温泉でございますので入っております。前回の時もお話したように、一番ベターなのはセメント材の粘土材として使うのが有効だろうと。一旦焼却しますので、そういったものも含めてということでございます。あと、多々、ほかのものに使えないのかということも、それは現在検討中でございます。以上です。

小林委員長：事業別に、その事業に関わっての御質問が出ておりますので、その辺を説明してもらいたいと思います。まず治山事業については、岡田委員から。45 ページですか。治山事業は。

林政課：林政課の方からお答え申し上げます。根森と申します。岡田委員の方からの質問内容ですが、年次計画のない事業の年次計画進捗率を一応数値化しておいて、これが100パーセントを上回っているから十分な進捗状況として判断して良いのかという御質問をいただいております。治山事業におきまして、全体計画、事業規模、事業期間につきまして、事業採択を受けまして、更に単年度ごとに国のヒアリングにおきまして、事業内容、工種工法等について採択されますので、年次計画を樹立するというシステムにはなっておりません。このため、進捗率の算定に当たりましては、全体事業費と計画期間から年平均事業費を算出しまして、これに対する実施額とを比較しまして、進捗率を算出しているところでございます。

具体的には、ここに福浦地区の県営地域防災対策総合治山事業の場合についての進捗率の算出方法を記載しております。福浦地区の場合は、全体事業費が4億7,800万、これは10年間でこの事業費でやると。これまで、実施した事業費なんです、6年間で3億7,300万となっております。それで、みなし計画事業費の算出ですが、全体事業費4億7,800万円を計画期間の10年で除して年平均事業費を算出しまして、6年間の実施期間をかけまして2億8,600万というみなし事業費を算出しております。6年間で実際実施した事業費、3億7,300万を2億8,600万で除して、130.4パーセントとしております。このことから、進捗率が100パーセントを超えた場合、進捗率が確保されているものと判断しております。以上でございます。

整備企画課：次に資料46ページお願いします。16年度の予算で保留であるが、継続したいということであるが、その考え方についてでございます。事業評価システムにおいて、平成10年度に導入された再評価制度では、事業採択後長期間着手していないもの、事業採択後長期間経過しているものについて、その事業の妥当性について御審議していただいております。

引き続き必要とする事業については継続。また、事業の見直しを行うものについては計画変更、事業の継続性が適当でないものは中止という評価法になっております。

一方、平成 15 年度に導入されました公共事業事前及び継続評価制度では、県の財政改革プランによる公共事業費の大幅な削減等の背景から、限られた財源のもと効果的に事業を進めるため、事業箇所ごとに優先度を検討し、翌年度の予算編成に反映させることとしております。評価の方法としては、新規事業に着手する、継続する、または保留という 3 つの評価になっております。この中で、保留とは、継続して整備をする必要があるものの、事業採択後間もなく測量及び設計段階にある箇所、または用地交渉や関係機関との協議に不測の期間を要するなど、支障となる案件を抱えている箇所は、予算措置を行なっても、年度内の施行が出来ないことが予想されることから、予算措置を保留としております。予算措置を保留にしたものをここで保留としております。なお、この事前・継続評価制度は、毎年見直しを行うものであります。現場の状況、社会情勢、財政状況等により、保留の評価後、1 年後でも継続が必要と判断される場合は、事業を再開することが出来るシステムとなっております。

次に資料 47 ページでございます。地元での反対、賛成がある場合の事業について、県の考え方についてです。公共事業を実施する場合は、事業の公益性を十分に検討しながら調査を行い、地元住民や地権者を対象とした事業計画、用地説明会等を開催し、同意を得てから事業に着手しております。一部の関係者から同意が得られない場合もありますが、事業によっては、特定の受益者だけでなく、不特定多数の受益者に寄与する事業については、事業の公益性等から計画の見直しを含め、総合的に判断し、関係市町村や地元代表者と連携を図りながら、合意形成に努め、事業を進めることとしております。なお、これまで同意が得られないという事例は、事業計画そのものに反対するものではなく、用地補償等の折り合いがつかないため、反対というようなことで言われているものが多く見受けられております。

続いて、資料 50 ページです。半島地域総合整備事業についてです。道路における半島地域総合整備事業とは、半島地域の振興上、重要な交通施設の整備、充実を図るために、県及び市町村が地域の実情に即した地方単独事業として、起債により道路を整備する事業でございます。半島地域内での対象事業は、半島振興法に規定している半島振興計画に基づいて、県または市町村が実施するものであります。事業としては、道路整備のほかに、農林水産業、商工業の振興に関わるものや、上下水道等の生活環境の整備、または治山、治水等の国土保全等の様々な事業があります。以上でございます。

小林委員長：51 ページがその制度の説明のペーパーですね。48 ページ、49 ページ、道路課どうぞ。

道路課：48 ページ、用地取得について、共有地の場合、安易に考えていないか。入会権が張り付いていると、簡単にいかないのではないかとということでございます。共有地については、既に死亡している方がいることから、相続人も多くなります。また、行方不明者などもあるということで、交渉には相当時間を要するということになります。予め、工事の着手前から、余裕を持って、計画的に交渉を続けることとしております。任意交渉が困難な場合は、事業認定申請を念頭において進めております。今回の再評価対象箇所の共有地については、入会権が張り付いておりません。記名共有地となっております。

49 ページ、道路の場合、何種何級とか、設計速度を書いていたきたいということで、皆さんに配布してあります資料 2 の方に、平成 16 年度公共事業再評価対象事業の概要表というものがございます。この全体計画の中に追加で記載させていただきましたので、参考にしていただきたいと思っております。以上です。

小林委員長：資料 2 の道路課のところの主な内容というところに書いてありますということですね。それでは、一番後ろ、56 ページでございます。都市計画課どうぞ。

都市計画課：都市計画課でございます。武山委員からの御質問でございます。2 つほどあり

まして、1つはB / Cについて1を超えているが、採択基準という見方でみるとどうですかということ。これは、採択基準は1以上という条件になっております。

2つ目は、分析マニュアル自体が、中央の視点というか、地方に必ずしも合わないという気がします。例えば都市部であれば、このマニュアルでもかなり高いB / Cの値なのかお聞きしたいということですが、下水でのB / Cは、標準的に国の分析のマニュアルによるものであります。全国的に都市部と地方部を比較すると、都市部の方が多少大きくなる傾向にあります。これは一般的に、都市部は人口密度が高いということでその結果が出ているというふうに理解しております。以上でございます。

小林委員長：はい、ありがとうございます。以上がQ & Aでございました。担当課の方から更に詳しくということで御回答いただいたのですが、各委員から、これから詳細審議に入るに当たって、追加御質問のようなことがございますか。もしよければ、詳細審議をどのようにするかという中身の話に内容を変えていきたいと思うのですが、よろしいですか。

それでは、本日のメインテーマでございますが、今年度34地区出されてきたわけですが、その中から詳しく詳細審議ということで、県の方針に対してどうしましょうかという御相談を申し上げるわけですが、その詳細審議地区を選ぶに際して、どういう基準、考え方で選んだら良いかということで、私の方でこういう基準で選定するという選定の観点を考えてみました。それを各委員にお示ししてよろしいですか。それでは事務局、配っていただけますか。委員長の考え方ということで作ってみました。こういう観点ではいかがでしょうかという提起でございます。

5つくらい基準を考えてみたのですが、資料2の概要表をお手元に置きながら御検討いただきたいと思っております。まず、進捗率が悪いもの。かなり遅れているというものが1つ。2つ目は、着手の時に比べて事業費が大幅に増加してきているもの。3つ目、費用対効果の欄がありますが、B / Cが大幅に減少したり、1を下回っている事業。4つ目は、環境問題です。希少な野生の動物、植物などへの配慮が特に必要と思われるもの。その他ということで、ほかの事業と比べて、かなり事業費が大きく見えるもの。それから、点検結果でございますが、その中にBとかCというのが目立つもの。今読み上げましたような5つの観点から、県から諮問されている34事業をざっと1番から見、そして詳細の部分を選んでみたいということです。

これまで、数年間この仕事を私がやらせていただきまして、その際、上のようなことには引っ掛かってはくるんですが、特段にやらなければならないと思われるものについては、詳細審議から外してきたということが過去にございましたので、一応御参考までに3つほど示してあります。それは、来年に事業が完了するものは、もうほとんど終わりなので、詳細審議しなくても良いのではないかと。2つ目は、地すべり防止のような人命財産を守る上でどうしても必要だというものは、上に書いてあるような基準から外れていても、これをクリア出来なくても、どうしてもやらなくてはならないので、これも詳細審議から外してきたことがあります。もう1つ、やはり不可欠な問題ということで、下水道整備のような遅れている地域の生活に不可欠なもの。これも詳細審議の対象としなかったということもございますので、その辺も参考にしながら、どうでしょうかということですが、どうぞ、御意見。こういう観点も入れたら良いのではないかとか、もう少しこういう基準でどうだとかというのがありましたら、これから34件を1つ1つやっていくのですが、どうぞ。

岡田委員：先ほどの質問をした項目とも関係するのですが、即ち、継続という判断があるにも関わらず、予算措置上の保留と。これは実はこの委員会の判断基準としては保留というのは持っていないんですね。

小林委員長：ないですね。

岡田委員：しかし、県の内部的な事前・継続評価制度という、この中で保留ということで、

実質的にこの委員会で継続判断をしても待ったが掛かるという、こういう仕組みになっていますよね。これは正に15年度からの制度ですから、こういう判断がされたところについて、私は一つ是非対象にさせていただきたい。それが、この委員会では、言わば継続ですから、正にいち早く行われて、事業が完成されるということを願って、継続でやって下さいということを判断するにも関わらず、いや待っただと。

小林委員長：予算執行が出来ないと。

岡田委員：これはやはり、ちょっとこの制度に関わる問題を持っていると思います。そういう意味で、具体的な現場に即して、そういうところを是非一つ取り上げていただきたいと思います。

小林委員長：ただ今の岡田委員の提案、いかがでしょうか。どうぞ。

長谷川委員：今、新しい制度が動いて、それに伴う、ある意味では課題となったことだと思うのです。ですから、事業が云々ということよりも、仕組みとしてもその時に、事業の進め方を判断していく時に、既に新しくスタートした仕組みの中では、一定の判断がなされているものに対してどう対応するのかということと共に考えたらいかがかと思います。

小林委員長：ただ今の話題は、先ほどの分厚い資料の46ページの部分ですね。16年度の予算執行が保留だけでも、継続したいという事業箇所が結構入っているので、これも詳細審議にして、その辺の事情も検討したらいかがかということです。事務局どうぞ。

事務局：事前・継続評価の仕組みについて、若干補足させて、御説明させていただきたいのですけれども、これまで御説明申し上げて参りました、事前・継続評価というものは、公共事業を進めるに当たって、その優先度を判断するために有用な情報を得たいというようなことで、15年度に導入したものでございます。つまり、財政改革プランなどでも示されているとおり、本県の財政というものが非常に厳しくなっている段階で、公共事業というものを優先度を勘案しながら、着実に進めていこうというものでありまして、それに当たりましては、事業効果の早期発現という観点などから、点数化するなどして、事業の優先度に関わる情報を得ているものであります。

したがいまして、事業の必要性はあるにも関わらず、諸般の事情で当面予算措置を保留するという場合もございますので、事前・継続評価に当たっては、再評価の視点も導入しておりますが、そういうような財政的な視点が主に保留となったというような背景もございますので、御参考までに申し述べたいと思います。

小林委員長：ですから、そういうことを念頭に入れながら、一応これに拾っていくということで良いのではないですか。詳細にするかどうかはともかくとして。ほかによろしいですか。もしそういうことで良ければ、私が御提案申し上げた5つの観点、プラス46ページの、今事務局からも御説明がありましたが、予算執行上、ウエイティングになっている部分も含めながら見ていったらいかがかと思うんです。その作業に入りたいと思います。資料の2というものに全体が出ていますので、これを手に取って見ていただけますか。

まず1番、これは先ほどの観点からいうと、パスで良いですね。ざっと私が順番に上から言っていきますので、「ちょっと待った」とか言ってください。2番は進捗率が65.4ということではあります、70パーセントを切っているという難点はあるんだけど、地すべりという人命財産の問題があるので、これもパスで良いのではないかと。

3番も同じく62.2ということで、進捗に難点があります。それから、事業費が個別調書を見てもらうと分かるのですが、当初23億4,000万という資料がありますね、それが約32億に跳ね上がっておりまして、当初から見て3割以上オーバーしているという点で、ちょっと詳細を見てみたらどうかなというように思うので、私としてはどうかなと。ただ、工事の内容、これは個別調書を見て欲しいのですが、暗渠とか客土とか、あるいは換地とかいうことで大きな阻害要因もないからどうかなという感じもするのですが。言いますと、2番と3番

はそういう難点があるので、ちょっと調書を見てもらえますかということで、もう一回戻ってきますけど、3番はズラッと見たところ、パスして良いのではないかと。5、6、7、8、この辺の農業農村整備事業は、ずっとパスしても良いかなと思いました。それから9番は、ちょっとこの金額がほかの事業と比べてかなり大きいですね。161億かな。ちょっと大きいかなという感じがするのでもう一回チェックしますか。ただ、事業の進捗状況は順調だし、あまりこれといった阻害因子はないということもありますが、一応チェックかなという感じですね。10番、11番はパスしても良いかなと。12番、進捗率が67パーセントですから、70パーセントを切っているの、どうですかね。ただ、内容をみると、用買がかなり終わっているの、今後は一挙に進むかなという感じもしますが、一応丸を付けておきます。13番、これも147億ですか。ちょっと事業費が大きいですね。もう一つは、Bというのが見えますね、点検結果にBという項目があります。これもちょっともう一回チェックかなと。

14番、これはBになっていますよね。B/CがB判定、個別調書で当初1.45が1.15まで落ちていきますのでB判定されていますから、ちょっとこれももう一回かなと。15番、進捗率が7割を切っていますね。これもちょっと丸。

16番はずっと横に見ていきますと、パスしても良いかなと。17番、これはさっきも話題になっていましたが、県は一応中止ということにしております。確かに中止になるような素材がB、C、Bとか、0.59とか、いろいろ目に付きますから、これはもっと詳しくやりましょう、中止ですけども。18番、これもBがありますね。これもちょっと再チェックかなと。19番も、これは進捗率が45.7パーセント、B/CがBということですね。20番、B/CがやはりBですね。21番は、Aの87.1のAの1.04で、これはパスして良いのではないですか。22番、これもちょっともう一度見ましょうかという感じですかね。23番は、これはパスして良いのかな。24番、やはりB判定が出されていますね。だからもう一回と。

25番、進捗率がかなり遅れているということで、これももう一回チェックかな。26番、これも点検結果にCという項目が入っていますね。これは計画変更ですから、これももう一回見ましょう。

27番、これも事業費が大きい。B/Cもちょっとどうかなということでもう一回チェック。28番、これも事業費が大きいですね。進捗が56パーセントですから、これももう一回チェック。

29番、これも事業費が大きいですね。ただ、下水道ということで、でも一応もう一回見ましょうか。それから進捗がかなり、上が全体計画に対する進捗ですね。括弧の中が認可したものと。30番、これも大きな仕事ですね。31番は、これは良いですかね、パス。32番、これが全体計画、進捗率がちょっと低いですね。下水道で生活全般ではありますが。33番、これも67パーセントということで、ちょっと遅れているかな。

34番、これが100億を超えていますので、ちょっと金額が大きいと。

それから、先ほど岡田委員の方から出された話で、保留事業というように個別調書の中になっているのは、17番が入っていますね。これはさっきの中止ですから、これも入っていますから良いですね。それから18番が保留、ちょっとメモしておいてもらえますか、この一覧表に、いわゆる保留事業になっている17番、18番もそうです。22番、保留ですね。23番、23番はさっきパスですねと言ったけども、実はこれが保留事業に入っているようです。これは、23番は保留に入っているんですね。これはどうしますか、詳細から外して良いですか。それじゃパスしましょうか。

それでは、改めてもう一度御提案申し上げます。ただ今の時点で県の対応方針どおりに認めても良いのではないかとということで御提案申し上げます。整理番号で言います。1、4、5、6、7、8、10、11、16、21、23、31、以上は県の方針案のとおり、全て一番右端を見てもらうと分かるけども、継続という、今、出てきているのはそういうことですが、よろ

しいですか。これらの事業については、はい、どうもありがとうございます。

それでは、ちょっと、暫時休憩を取らせていただいて、休憩の後にパス出来なかったものについて2番以降、各個別について意見交換をしながら判断して、出来れば、その中で特に現地まで見に行っただ方が良いのではないかというのがあれば、ここでまた合議しながらそういう地区も選んでいただければと思います。ただ今時間が50分でございますので、ちょうど3時まで10分間休憩させていただきます。

#### 【休憩】

小林委員長：それでは、再開しましょうか。個別調書を見ながら検討をするのが良いと思うのですけれども、始めに2番をお開き下さい。鱒ヶ沢の地すべり防止なんですけど、進捗が70パーセントを切っていますということですね。しかし、そのほかについては大きく問題を指摘するようなところはなさそうですし、先ほど判断基準の一つとして申し上げましたように、人命財産に非常に重要な意味があるということで、どうですかね。村井委員、どうぞ。

村井委員：特に問題はないと思うのですが、初めてなものですから気に掛かったことがありますので。事業の性格上、長期間となっているようでございます。保全対象でも人家92戸があるということになっております。とりわけ人家に影響が心配されると思いますけれども、現在まで1ブロック完了ということで、あと2ブロックにはそうなりますと人家があるのかどうか。あるとすれば、そのブロックごとの改良整備もさることながら、保全対象の中で最も重要なもの、人家に与える影響がないように優先して整備を行う必要があると思うのですが、その辺配慮されているかどうかお伺いしたいと思います。

小林委員長：林政課、どうぞ。ただ今の御質問です。

林政課：林政課でございます。個別調書の平面図を見ていただきたいのですけれども。これに色分けしてございまして、一番右側のブロックなんですけれども、これが終了しておりますブロックでございます。区域の前面にピンクで色を塗っているのが人家が集中しているところでございます。更に隣のブロックでございますけれども、これがまだ手を付けていないブロック。下の方の保全対象が基本的に町道と農地が保全対象になってございます。更にその隣のブロックでございます。これが現在実施しているブロックでございます。ブロックの下側に人家等が集中してございます。更に一番左のブロックでございますけれども、これも終了しているブロックでございます。ですから、基本的には人家が集中しているところを優先的に実施してきているということでございます。以上です。

小林委員長：村井委員、よろしゅうございますか。

村井委員：はい。

小林委員長：それではこの2番につきましては、県方針どおり継続ということでよろしゅうございますね。ありがとうございました。

では次3番に移ります。農村整備、市浦村です。さっき言いましたように、事業費が当初よりも膨らんできている。しかし、事業の主な工事の内容を見ても、区画整理、暗渠排水というところでございますね。どうでしょうか。何か御質問とか御意見とかございますか。どうぞ、足利委員。

足利委員：農地の整備をした後ですけれども、米を作るのか、あるいは転作をするか、この選択でもって農業の粗生産は相当変わってくると思いますけれども、B/Cの計算の便益項目の計算の中で、この辺はどのような扱いにされているものか、ちょっと素人でございますけれどもお知らせ願います。

小林委員長：農村整備課、どうぞ。

農村整備課：事業実施前はほとんど未整備でございますので、湿田のため計画的な転作がそれほどなされておられませんけれども、整備により乾田化いたしますので、計画といたしましては水稻のほかには地域の特産作物でありますトマトとか大豆、馬鈴薯、大根、それから小麦、

そういうものを作付けする計画になっております。それで計画的に転作をいたしまして、農業所得の増大を図るといことになってございます。

小林委員長：はい。足利委員、ということだそうです。ほかによろしゅうございますか。これもそういうことで県方針どおり継続と。どうぞ、村井委員。

村井委員：すいません。初めてなものですからつまらない質問になるかもしれませんが、費用対効果を見ますと総費用のCの算定の中に、事業費プラス事務費ということで、その事務費が1億6,000万ということで、ちょっと大きい数字になっているのですが、7年間で行う事業ですので1年としても1,200万円ぐらい、事務費というのは何なのか、ちょっと教えていただければと思います。普通は事業自体の経費と効果と純粋に比較するものではないのかなと思っていましたけれども、そこを教えていただければと思います。

農村整備課：農村整備課でございます。これは補助事業でございますして、事務費は事業費に対しまして5パーセント計上をするということになっております。それでそれを算定いたしましてその金額になっております。また中身でございますが、事業を円滑に進めるための事務経費でございます。以上でございます。

小林委員長：村井委員、ということだそうです。それでは3番の地区も継続ということで判断をしたいと思えます。

続いて9番をお開き下さい。農道、事業費が161億ですか、かなり大きい仕事なんですね。予定では再来年に完工、竣工すると、18年までだということですね。それから進捗率も順調のようです。これといった阻害因子もここに出されてはいないですね。橋梁が11箇所と前おっしゃっていましたよね。橋がかなり、11箇所架かると。何か御発言ございますか。どうぞ、足利委員。

足利委員：この工事に同意されていない方々が77名程ございますけれども、この理由と今後の対応をちょっと御説明願います。

小林委員長：どうぞ。

農村整備課：農村整備課です。今の質問にお答えいたします。土地改良事業の農道の場合の土地改良法による同意は90パーセント以上の同意が必要だというように、青森県の内規として設定をいたしております。そういう意味からいけば、ここの場合はそれをクリアしていることになるんですけれども、ただ、今質問の77名の未同意者については、そこに登記上は土地所有者があるんですけれども、それが東京とか、あるいは関西方面とか、そういうところに実際は住んでいて、なかなか同意を得ることが難しかったということで、そういう人たちが主に残っているわけです。

それについて今後どうするかということの質問ですけれども、同意については、当初計画時にまず同意を求め、計画変更時に再同意を求めるといことになっておりまして、この後計画変更の予定はありませんので、現時点でも土地改良法上の同意率を満足していることから、特に残っている人についてはこれから再同意を求めていくことは今のところ考えておりません。以上です。

小林委員長：足利委員、いかがですか。いないそうですね、地元。ほかにもございせんか。じゃあ18年度に向かってということで、これも継続ということでよろしゅうございせんか。

12番でございます。横浜町。進捗率が67パーセントということですね。その問題点と解決の見込というところがありますように、残り1グループの共有地も相続手続きを終えて、早期に買収契約をする予定であるということですから、用買は予定どおりいくということで承知してよろしいんですね。

農村整備課：調書の方にも書いてありますが、共有地が4グループあったんですけれども、そのうちの3グループについては既に登記事務を終えております。あと1グループが残っているんですけれども、これについては地元の役場と事業執行の地元の事務所が一体になって、

今相続登記を進めているというような状況でございます、今年度に完了するよう鋭意今努力しているところでございます。

小林委員長：これも18年で終わるといふ計画でおやりになっていますけれど、大丈夫なんだろうね。

農村整備課：18年度に完了する見込みでございます。

小林委員長：どうでしょうか。よろしゅうございますか。はい。それでは13番でございます。さっきからしばしば話題になってきているものでございます。確かに金額も大きい。それからコストの問題なんかでも点検結果にBということはあるんですが、最初に私の考えを申しますと、さっき前段の段階で詳しく説明をしてもらいましたように、これは幾つかの問題、もう一度追加資料の42ページ、43ページの調書に詳しく追加説明がありましたけれども、44ページのところにありますように現在水質予測モデルと経済的工法の確立に向けて長期検証試験を実施中ということになっているわけですね。上の方にダブルで囲んでありますように、荒川地区強酸性水処理検討委員会が発足をして、この専門家の集団に検討をお願いしつつ長期検証を実施中ということでございます。この長期検証試験というのは今年中に結論が出るんですか、調査報告書。

農村整備課：はい。現在、いろいろ補足もあると思いますが、今の予定では7月一杯か8月ぐらいまでで検証を終えようと。そして検討をしますので、検討委員会にも1、2回ほど今年度中に掛けてしまうということで今考えてございます。

小林委員長：それで上に書いてある水処理検討委員会というところで専門的な検討をいただいて、そのレポートを踏まえて来年のこの私どもの再評価審議会にもう一度かけるということなのかな。

農村整備課：今の予定は、この検討を来年度かけますということで今作業を進めていますので。

小林委員長：ではそういうお約束のもとに、実はこれはかなり内部的に、さっき野田委員からも出ていましたように、これの廃物利用で二次、三次被害を出さないようにどうするかとか、いろんな考え方とか出てくると思うんですけども、いずれにしてもこの専門委員会の検討結果を踏まえて、来年もう一回この会議に再審議にかけるといふことだそうでございますので、私からの提案ですが、この13番については県の対応方針どおり今年も継続ということにしておいて、来年ちょっと詳しくいろんなデータを見せていただきながら、来年詳細地区か何かに選んで詳細にやりたいということを御提案したいんですけど。よろしゅうございますか。それでは今年度に関しては13番は継続ということで、来年詳しくやりましょうということにしたいと思います。

14番でございます。今度は漁港ですね。小泊村です。これが調書を見ますと、B/Cが、調書の2分の2という後ろのページですけど、計画時の1.45から1.15に減少しているということで、点検はBとなってきましたね。どうしてこうなったんだということについては、特記事項というところに、デフレ傾向や魚価の低迷等、近年の実態に合わせて数値を作り直しましたということが書いてありますね。どうでしょうか。これは前の方のページの進捗の説明のところ、当初よりも早く、当初は22年竣工ということになっていたんですが、計画年次を2年短縮して20年度に完成見込みとなっていると書いてありますね。ですから、大きな阻害要因はなさそうだし、地元の推進体制もオーケーですね。B/Cはこういふことで数値を直したからこうなったということですけど、いかがですか、14番。よろしいですか。では14番継続と。

15番。脇野沢です。これは主たる工事の内容は用排水の整備なのかな、15番は。そうですね。進捗状況が64パーセントということで、ちょっと遅れていると。その遅れている中身は集落排水が遅れている。それは処理場を設置するからということですね。これも良いですか。

どうぞ、足利委員。

足利委員：ちょっと本論から外れる話ですが、この調書の事業効果の発現状況の記述の中に、危険材質の除去によるとございますけれども、この表現で良いのかどうか。実は経験上、若干適切を欠くような気がしているんですけれども。と申しますのは、いわゆるここで指摘をするアスベストを含む石綿セメント管のことだと思いますけれども、いわゆる旧厚生省及び青森県のこの間の市町村に対する指導では、水道の石綿セメント管は通常の使用であれば問題はないとされておりまして、著しい酸性の水以外は溶けないと、このようなことを伺っております。ただ、この石綿セメント管の更新を確か現在全国的に急いでおりますけれども、これはあくまでも安全ではあるけれども予期しない事態が生じれば困ると。また、材質が地震や振動、重量に弱いということで、漏水率も高いと。こういうことから更新を急がせると聞いております。したがって、ここの危険材質云々の部分は削除しても良いのかなと、このように思いますけれども、どんなものでしょう。

小林委員長：担当課、どうぞ。

脇野沢村：正に足利委員の言うとおり、訂正させていただきます。

小林委員長：訂正してしまうんですか。良いんですね。

脇野沢村：危険材質という言い方はちょっと誤解を与えるような部分がございますので、確かに適正に使用していれば酸性の極端に強いものでなければそのような危険なほどの毒性は考えられませんが、その部分については訂正したいと思います。

小林委員長：それではこの危険材質の除去云々というのは削除するそうでございますので、御訂正下さい。どうぞ、野田委員。

野田委員：環境に対する配慮のところなんですけれども、陸奥湾の今水質汚染というのが問題になっていると思うんですけれど、ここでは特に污水处理方式をオキシデーションディッチ法にして、高度な窒素除去が可能になりましたと書いてあるんですけれども、このオキシデーションディッチ法というのはどういう方法なのか、ちょっと解説していただけませんか。

脇野沢村：今、漁業集落排水の8割近くは接触ばっ気による汚泥処理を行っているんですけれども、この地区については一次処理よりも少し高度な二次処理で窒素及びリンの除去も考慮しますので、窒素、リンの除去であれば接触ばっ気はちょっと不可能だということで、その可能な処理方法としてOD法を採用したということです。

小林委員長：よろしゅうございますか。

脇野沢村：窒素とリンの除去も考慮したいためにOD法を採用したということです。

小林委員長：後でこのOD法というものはこういう方法ですよというのを野田委員に差し上げてください。工法の中身の話を聞いているんだと多分思うので。技術の話だと思いますから。それでは15番よろしゅうございますね。継続。

それから17番、これが中止ということで、先ほどの追加質問にも出て参りましたけれど、中止という県の対応方針に対していかがですかというのがお諮りの内容でございます。先ほどの追加質問でも補足回答がありましたけど、そういうことで中止ということはいかがですか。どうぞ、長谷川委員。

長谷川委員：中止はやむを得ないことだと思いますけど、例えば大部分の改良がなされたというお話があって、この後中止とした際にその利用について当初予定したことは違う状況が起きるとということについての配慮はどんな形でなされるのかということについてはどういう御検討をされているのでしょうか。つまり、計画していたものとは異なった形で残されるといいですか、利用していただくことになるわけなんですけれども、その他への配慮というのがどのような形でなされるのか御説明いただければと思うんですけれども。

小林委員長：道路課、どうぞ。

道路課：今の路線は、図面を見ていただければ分かるのですが、下の方にもう一本並行して

国道が走っております。それでこれまで国道の方の改良も進めてきております。今現在やっている路線と2本事業を進めていたのですけれども、先ほども申し上げましたけれども、交通量だとかそういうものが減ってきているということから、上の方については概ねその目的を達成しているということで、地元にも説明をして、地元の方では下の路線、国道の方も整備が進んできておりますけれども、更に下の方の支障になっている箇所について整備を進めていただきたいという要望もあって、そちらの方を進めることによって今の上の方も更に交通の支障が減少していくと考えてございます。

小林委員長: それでは17番については県の方針どおり中止という本委員会での判断でよろしゅうございますね。

道路課: すみません。それで、次の18番以降、B/Cが当初Bということで表示したわけですが、今回いろいろ御意見をいただいて見直しをした結果、括弧書きで表示していますが、その判断からいきますとAになるわけですが、その辺御配慮をいただけないかということが一つと、それからちょっと先になりますけれど、19番、45.7ということで進捗率が非常に低いということで先ほどピックアップされましたが、平成5年から30年という、25年もの長い間で考えますとむしろ進捗率が上がっているという状況にここはあります。年数の割からいくと40パーセント前後だと思えますけれども。そういう状況でございます。それからもう一点の22番も低いという、55.8ですけれども、この場合も年数割でいきますとほぼ妥当なパーセントでございます。申し添えておきたいと思えます。

小林委員長: というアピールが出てきました。私が言う前に先取りして言ったのかな。先ほどの新しい県の考え方に基づいて計算をやり直すと、括弧の中のようなB/Cになるんですよというアピールがありました。その考え方については、岡田委員から半島振興法という一つの法的な概念からみて、県単独でこういうことをやるのはいかがなものかという御指摘もありましたけど。確かに進捗率に関してはお申し入れのとおりだと思います。平成30年とか26年とか、それから一番下の25番もそうかしら、平成33年とか。これだけ長いやつですから、それを均してしまうと、このスパンの長さからみると順調というのもそうですねとうなずけると思うのですけれど。まず個別にやっていますから、個別に見ていきたいと思うのですけれど。

まず18番いかがですか。大畑です。これも先ほど追加で出てきた一つの考え方の保留事業にはなっていないんですよね。長谷川委員、どうぞ。

長谷川委員: 18番の事業、費用対効果の括弧書きについては、いろいろ御議論があることかと思えますけれども、まず一つは18年度でこの事業が完結できるということで、既に用地等の取得についてもほぼお済みになっているというようなこと。全体の事業進捗も84パーセントに達しているということ。そして本県の位置付けから見て、この半島の施策というのは非常に重要な課題になっているということを考えますと、この事業18番は継続して然るべしというように考えます。

小林委員長: ほかの委員、いかがですか。岡田委員、どうぞ。

岡田委員: まだそこまで判断せずに、私は18、19、20、これは場所が近いですし、現地調査の対象じゃないかなという感じで見ておりました。今、長谷川委員がおっしゃるように18年度で完成をするものが16年待ただよという、こういう措置ですよ。それは大変奇異ですよ。18年度で完成予定ですよ、継続でやっていけば。しかし16年度予算措置ができない。優先度としてはちょっと待たずという、それは何故かと。やっぱり私は少し検討、あるいは見せていただくということの方が良いのではないかと思います。

小林委員長: ほかの委員、いかがですか。今、お二方の違う視点からの御発言があったのですけれど。岡田委員はむしろ積極的に、長谷川委員と逆の立場で、18年で終わりのなのにも関わらず保留事業というように県が優先順位を落としているということもあるので、むしろこ

の後現地入りするというものの対象になるぐらいの慎重審議が必要ではないのかなという。じゃあ保留事業の意味をどうぞ。よろしゅうございますか。何故保留になっているというのが一点と、それから後残り、17、18ではどういう残事業があるかというこの二つをお答えいただきます。

道路課：これも図面を見ていただければよろしいのですが、全体延長約1キロを整備するものですが、もう既に300メートルを残してバイパス部分は供用を開始しております。そして残っているこの300メートル部分に共有地があるわけですが、その共有地については今回予算が付いていませんけれども、いろいろ交渉を進めてございまして、17年度に事業認定を申請する計画となつてございまして、18年度には終わるという予定になっております。これは前回も申請中ということは説明をしておりますけれども。

小林委員長：ということだそうですね。

道路課：要するに今年度はそういう手続き、交渉を進めている段階では予算を付けても予算消化ができない、買収ができないということで保留です。

小林委員長：岡田委員、そういうことだそうですね。この色塗りの黄色い部分ね。

道路課：そうです。

小林委員長：300メートル。

道路課：現道の拡幅部分になるわけです。

小林委員長：この後ろの写真のこの部分が300メートルあるということですね。

道路課：そうです。ほぼ現地はバイパスの部分についてはタッチして供用開始になっておりますけれども、300メートル部分を現道でとってはございますけれども、そういう状況です。

小林委員長：いかがですか、ほかの委員。武内委員、どうですか、今の話を聞いて。そうであれば継続で良いのではないかと。武山委員、どうですか。岡田委員、良いですか。

岡田委員：簡単にさっと説明いただいたので、そうかなという感じもするのですが、それぐらいだとすれば共有地の部分、先ほど違うところで説明をいただいたように、随分前から対応するという話がありましたよね。それが出来ていないということがやっぱり問題なんじゃないでしょうか。御存知のように、記名共有であっても入会権は張り付きます。入会近代化法に基づいて入会権を解消したと思う清算森林組合法人になっても入会というのは張り付いている場合があります。すなわち、誰かが本来は入会権というのは全ての土地に関わつての権利を持つわけですから、誰かが「いやちょっと困るよ」と言えばそれは手を付けられないという権利です。これは民法上の現行法の権利ですから、そんな簡単には実はいかないんです。その辺りが理解があるかどうかを私は大変心配をしております。

小林委員長：どうですか、その辺。

道路課：先ほども申し上げましたけれども、今回のこの箇所については入会権はないということで調査が出ております。調査は、県の現地事務所の用地担当、用地の専門家です。

岡田委員：私は多分こういう形で残っているということについてはもう少し慎重であるべきだと思いますね。恐らく当初から18年度、あるいは計画変更がなければ18年度で終わる予定で用地買収をほかの、これは始めのところですかね、終点部、それ以外にもあったんですかね、この共有地部分というのは。当初から予定済みだったと思うのですが、それがやっぱり残っているということをもう少し慎重に構えられたらどうかなと思います。

道路課：これは今バイパス部分が既に供用開始されているわけですが、この事業に入って並行して用地の交渉を進めているわけですが、いろいろ詰めてきて現在事業認定が必要だということで17年度を予定しているわけです。それから今、事業認定の作業そのものをスタートしたということではなくて、事前から計画的に交渉を進めてきて、やはり任意交渉では無理だということで事業認定を予定しているということでございます。

岡田委員：現況も道路とおっしゃったですね。そうすると今問題になっているこの共有地部

分というのは拡幅の部分でひっかかると。そこの土地利用というのは今どんな利用ですか。

道路課：土地利用は現在平場みたいな状態です。家屋はありません。

岡田委員：利用はないんですか。

道路課：いわゆる雑種地ですね。

岡田委員：特に利用がなく、放置的な状況なんですね。

道路課：そうですね。

岡田委員：実際は難しいかもしれませんね。

小林委員長：どうぞ、武山委員。

武山委員：これは委員会としては保留という方針がないとすればやはり継続としてもう一年様子を見て、担当課がおっしゃられるように話がつけば18年度で終わるわけですし、次年度17年度で事業認定ができなければそれは中止になるのか計画変更か工期が伸びるということにならざるを得ない。この委員会としては継続ということで良いと思います。しょうがないというか。

岡田委員：各委員そうであればそうかなとも思いますし、合意せざるを得ないのですが、この後の18、19、20を含めてこの半島地域総合整備でいずれもB/Cの問題、わざわざ新しい概念を作り出したぐらいですからね、私はちょっと委員会としての真意も18、19、20を含めてもう一回戻っていただいて、私は当初からこの辺りが今年度の現地調査の一つの対象かなという感じをちょっと持っていたものですから、もし配慮いただければそういう形の進め方をお願いしたいと思います。

小林委員長：分かりました。ではちょっと前に進みましょうか。これはもう一回ここに帰りましょうね。18をちょっと置いておいて、19も同じ半島振興ですよ。先ほど申し上げましたように平成30年までの仕事です。B/C問題はさっきのような修正をかけることこのようになってきますということですけど。同じ意味で、半島振興、個別審議だけれども考え方としては一緒に考えても良いと思うんですけど。仕事の内容が全く同じですね。道路事業。いかがですか、この辺。はい、どうぞ、武山委員。

武山委員：先ほど紹介があった膨らますという数字、それについては相当慎重にならないといけないと思いますけれども、これもやってしまった者勝ちみたいになってしまいうんですけども。残事業のところで見ると、そこが1を越えるので、一つ前の18とかであれば継続ということで良い。これは新規ということであれば相当慎重に、通常のやり方であれば1を下回るようなところは慎重にならざるを得ないのですけれども、ある程度事業が進んでしまっ、残事業のところで見ると1を越えているということは、まあここで中止ということについては今までの投資が無駄になるということにもなりますので継続という形になっていくのかなと思います。

それであと19について言うと、これは始まったばかりで、橋梁が終わっているのもこれで残事業は1を越えるということになると思うのですが、これは今の人家があるところからかなり離れたところにバイパスを造っていますよね。それで観光とかということもあるので、これももうどの程度進んだかということによるんですけども、過疎地でバイパスを造ると人家があるところが非常に寂しい状態になるという事例というのが全国でも増えていますので、通過交通にとってみればバイパスが非常に良いということは言えるのですけれども、やはり全体を考えたときにはもうちょっと慎重に、安易にバイパスを計画するものではないという、この事業についてはしょうがないのかなということはあると思いますけれども、今後の事業については慎重になっていく必要があるのかなというのが一つコメントです。あと、代替案というところで、あまり書き込まれてないのですけれども。

小林委員長：例えば19番ですか。

武山委員：これは一般的な話ですね。代替案というところが4のところ調書に書くように

はなっているわけですが、担当をしている人はそれが良いと思ってやっているわけで、ほかに代替案はあり得ないみたいな形で書いてあったり、あるいは下水処理の方で言うと、それほど大きな問題にならないような処理方法のことだけを代替案と書いているんですけれども、やはり再評価ということになると当初の代替案とは違って今ここで中止してある部分、あるいは中止せずに継続するとしても、じゃあ例えばバイパスを造ったらここで現道にタッチして、残りは中止しても良いのではないかとかいう形で、代替案の取り方というのは新規事業と変えていかないといけないというところがありまして、それをすごく真面目にやるのは大変なことではあるんですけれども、全体の資料を見て代替案のところちょっと簡単すぎるかなと、手抜きかなという気が全体的にはします。特に 18、19 ということではないのですけれども、これは全体にわたるコメントとして話しておきたいと思いました。

小林委員長：ほかに御意見ありますか。一條委員、どうぞ。

一條委員：私も岡田委員と同じ意見でして、18 番から 20 番までを一つの事業のように感じられてちょっと注目をしていた箇所だったんです。ただ、先ほどの 18 番の用地、大丈夫ですというお話を伺うとちょっと反論できなかったんですが、例えば 19 番、20 番にしてみれば、用地買収というのがかなり少ないんですよ。特に 20 番の方にいくと、勝手に進んでしまいましたが、用地費ということで 42 パーセントということはかなり用地も取得されていないうちにもう進んでいる。しかもここ 17 番からは県単事業ということになって進んでいるというところに、かなり財政が厳しい青森県の台所事情で、何か私はこういうふうな計画の進め方というのはちょっと一県民として納得しがたいなという思いが強くなりました。この事業に関して中止というのではないのですが、こういうやり方、進め方というものを詳細審議していただきたいなと、18 番はどうなるのかわかりませんが、特に 19 番、20 番に関しては強く感じています。

小林委員長：今、根本的というか、道路の改修の中の、特に新たに用地買収が入ってくるような部分についての基本的な考え方についてのことだと思うんですね、今の問題、御発言。武山委員の代替案というのもまさしくそういうことだと思うんですけれど、この辺について道路課の方でいかがですか、今の武山委員、一條委員の発言をお聞きになって。何かこの段階でコメント。

道路課：道路課長の藤本でございます。道路行政のあり方という根本的なお尋ねでございます。道路につきましては、いわゆる直轄が管理する国道ですとか県が管理をする一般国道、それから県の中でも主要な幹線である主要地方道、それから市町村間を繋ぐような一般県道。そういった枠組みの中でそれぞれの現地での生活環境とか産業経済の流通における重要度、そういった全般的なことを考慮しながら検討をし、それと地域の要望、地域での生活環境の中での困っている状況、町村長からのいろいろ代表する要望事項、そんなことを考えて整備をしてきているのが現状でございます。そういった中で何故県の予算を使ってこういった地方のところを実施するのかと、必要ないではないかと言ったような御意見かと思えますけれども、それは当然にして国の補助金というのは、いわゆる県の中でも主要都市間を繋ぐとか交通量が多いとか、そういったところに対しては国の補助金を手当てして整備をするという大きな考え方がございます。それ以外の、地元、ある地域地域の中で必要なものについては県、もしくは市町村で行うという枠組みがございます。県道指定というのは当然にしてそういうネットワークですとか市町村間を繋ぐという位置付けの中で県道指定をしているわけございまして、それ以外の道路については当然市町村が独自に事業を行っている。そういった大きな枠組みの中で整理をしながら地域の優先度等を考慮し、あるいは県の財政状況も考慮しながら必要路線を年次計画である程度位置付けをして有線配分を行っているという状況でございます。

したがって、仮に県費を使った県道の整備をやらないというような議論になりますと、

いわゆる国が管理をする直轄国道、あるいは県国道、一般の主要地方県道、そういったものの道路整備は行われても、地域に住む人たちの道路が一向に良くならない、現状のままで取り残されてしまうと。果たしてそれが県民全体の意向として許されることなのかどうかということについては、ここの再評価委員会の議論でも当然でございますけれども、もっと大きな県の政策としての考え方ということになるのかなという気もしております。私ども道路課としましては、当然にそれぞれの路線路線で位置付け、重要度が異なりますので、その位置付け、重要度に合わせながら県の一般財源が投資されなければならないものも当然あるということでこれまでも、これからも整備は進めていきたいと考えてございます。

小林委員長：はい、どうぞ。

一條委員：決して県費を使って地方の道路を造るということに対して私は批判的な意見を述べたつもりではなくて、今とても青森県の財政が厳しいという状況がニュースで報道をされている中で、今どうしてもこのまま継続していかなければいけないんだろうかということ私にはちょっと問い掛けたかったんです。例えば、全体の普通の家計でも、これしかないと言った時にはどこかを我慢していくという選択もあるのではないかと。そういうところで保留とか、少し待つというような選択もあるのではないかなと感じました。

となると、まだ用地もないのにどんどんこのまま継続で、決めたことですからその地方が必要としているのですからやっていくんですというのも一つの選択方法かもしれないんですが、もう少しいろんな状況を見て、県の財政、そもそもの財源というのが少しでも守られるような方法で進んでいくという選択肢もあるのではないのかなと私は感じて先ほどのお話をしました。決して批判しようとか、県の将来を考えていないとか、そうではないということは理解していただきたいなと思います。

道路課：今、委員がおっしゃられたように、県財政の中でより効果的、効率的に行う、これは財政改革プランの中での大きな要素になっております。そのために我々、先ほどいろいろお話がありました公共事業の事前評価、あるいは継続評価というものを庁内独自に基準を作りまして、私ども道路課の方でも、今回もありますけれども保留事業というのがあります。それは選択と集中ということで、用地に少し時間がかかる、あるいはJR等の関係機関と時間がかかる、そういったところは一時的に予算を保留して、それ以外の継続の促進が図れるところに集中投資をするという考え方で、いわゆる継続中のものについてはそういうことを行っています。これから、今後新規着工をするというものについては当然に庁内で決めました事業の着手に当たっての評価委員会を作って、本当にこれが現在の厳しい財政の中で着手する必然性があるのかと、それは当然に15年度から、16年度予算の時点から作業を行っております。そういう状況でございます。

小林委員長：岡田委員、どうぞ。

岡田委員：全く同じ視点に立っているんですけれども、私なりの判断でいくとこれはちょっと待たらいかがかなという判断にたどり着くんですね。お話のように、確かにこの委員会の任務というのは制約があると思うんです。しかし、個々の委員は恐らく公共事業そのものをきちっと踏まえた上でこの委員会に課せられた役割を全うしていると私は理解しているんです。そうしますと、公共事業そのものが今どういう状況で、この新しい委員会が全国にわたって、平成10年以降出てきたかということ、やはり決定的に我が国の事情というのは変わっていますよね。それは平たく言うと高度成長、あるいは戦後の経済発展の中である程度やはりそれなりの整備は出来てきた。開発論理というのはやはりここで少し見直す。そういう中で、今後お金の使い方をどうしたら良いのかという、正に成熟社会の中でのお金の使い方ということになると、今まであった道路行政の言わば延長線上の幾つかの計画なりプランニングということについては、我々は多分大変慎重であるべきだし、そういう視点を貫いていると思います。

すなわち、例えば県の単独事業であれば、今の状況下で本当に投下するのはここだろうか。それでは18、19、20を並べた時に、一方では保留されているところもあるじゃないか。可能性があるんだったら一生懸命にやってそこをもう完成させたらどうかということだって当然に普通には思いますよね。20番は違いますよね、保留が掛かっていません。しかし共有地を一杯抱えていて、努力をしながらやります。本当に今の投資のあり方としてここなんだろうかというのはやっぱり素直に感じると思います。私は慎重審議の対象だと思います。

小林委員長：ありがとうございました。ほかの委員どうですか。野田委員、どうぞ。

野田委員：何か返ってお金の掛かるようなことについて意見を言って申し訳ないのですけれども、この下北のこの辺りというのは非常に大型野生の哺乳類が多いところで、ニホンザルもいますしカモシカもいるようなところですよ。そして、私も調査に行った時に、本当に道路端に普通にカモシカがいたり、サルを見たりというところなんです。だから道路を利用するのが人間の車だけじゃなくて、そういう野生生物も周りにはいる。それで道路を通った時に周囲に人工林だけではなくていろんな植物の群生地があったりするわけですよ。ですから、今これ環境の配慮というところで配慮をしていることで全部黒丸になっていて、特記事項のところを見ると、土砂及び濁水を出さないように配慮しているということだけ書いてあるんですね。だから、特に野生生物も多い場所なので、こういう場所に道路を造る時にそういう野生生物が道路を横断する時の安全性はどうかとか、法面の緑化にしても例えば外から持ってきた種を播くのではなくて、元々のそこの植生を崩さないような緑化にしているかということについて配慮をしているかというのをちょっと配慮の内容を教えていただきたいと思うのですが。

小林委員長：どうぞ、環境に対する配慮というものの具体的な内容だそうですね。野田委員、具体的に言うと20番ですか。皆ですか。そうですね。ただ、それぞれの現場が道路の中身が違うんですよ。今、野田委員が言っていることと全く同じことを私実は思っていたのは、19なんですね。19というのは先ほどの武山委員の質問は経済的な視点なんですけれども、もう一点環境配慮の視点からこの19番、昔の言葉で言うとバイパスを造るわけですよ。20番とかは既存のある道路を大型が通れるとか拡幅したり急カーブを真っ直ぐにしたりという程度の仕事と、全く何も無い、いわゆる現在地目が森林原野みたいなのに道路を通していくのとは意味が全然違うわけですね。意味が違うということの第一点は、野性の動物、植物に対するインパクトが全然違うのではないですかという点で違うと言っております。それからもう一点は、武山委員がおっしゃっているように、長い数十年の人間の営みをやっていたところが、今のモータリゼーションの世の中で大型の車が通れない、高速が通れないということで、何とか拡幅しろと言うのだけれど、それと同時に既存の集落、その道路の周辺にへばりついて生活を営んでいた人たちが、全くそこがなくなって車が通っていくということによってここの経済活動、ここの人々の暮らしということをどう評価するのですかという、これは人間の問題ですね。それから野生の生物に対する問題、二つの意味でこの19番のバイパス問題というのは、90度のクランクをS型にするとか、道路を拡幅するとかという程度の問題とは違う大きな問題を占めているなど。そういう時に、岡田委員が盛んに念を押して聞いているように、非常に財政の厳しい三村県政の中で優先的にここに県費を使っていくようなそういう代物ですかと問っているわけですよ。ですから道路課長さんは、議会答弁ではないのですから、ここは、専門家の集団なので、専門家の審議委員が納得するように、そういう人に対する問題、それから自然環境に対する問題で優先的に当初の計画のようにここに金を付ける必然性をやっぱり説得していただかないと。でないに対応方針どおり継続という答えにはならないと思うんですね。ということをお問うているんだと思うんですよ、皆さん。一條委員も。そこに対する回答が今日出なければ、これはペンディングですね。どうぞ、各委員皆さん、御発言いただきたいと思うのですけれど。

足利委員：話が基本的な公共事業のあり方、道路工事の進め方に至っておりますけれども、確かに先ほどお話がありましたけれども、公共工事も国も地方も財源が不足しております。したがって量から質の時代だと、このように言われておりますけれども。ただ翻って青森県全体の道路事情を見た場合に、私は下北ですけれども、一般的には津軽方面、それから三八、八戸ですね、この辺に比べると下北の道路整備は遅れているということが言われております。確かに数字的にも若干はその辺が出ておりますけれども。ですから、確かに県の財政も厳しいのは良く分かっておりますけれども、ここまで県が進めているということは、つまり県土の均衡ある発展を図ると、多分そういうような視点もあると思います。

具体的には、今 18、19、20 ですか、一生懸命やっておりますけれども、具体的に申し上げますけれども、今青森県は観光を一生懸命にやっておりますけれども、下北観光のドル箱コースはむつ市から恐山、薬研、大畑に出るコースなんです。この道路はかなり整備が進んでおり、見違えるほど良くなりましたけれども、この道路のルートの中で実は小目名地区が狭い民家の間を通っているということで、これは 18 ですね、今のこのバイパスは残されたネックだと私は前からこのように理解しておりました。したがって借地による暫定供用区間もありますけれども、県の財政事情もありますから、とりあえずは、いずれは完成させなければダメだけれども、とりあえずは保留もやむを得ないのかなと思っております。

それからついででございますけれども、19 番、これも一緒に話しておりましたけれども、実はこの道路はかなり特殊なんです。この道路の終点には皆さん御存知のとおり石灰石の鉱山もございます。それからセメント工場もございます。したがって、大型車両がすごく多いという数字も出ておりますけれども、そういう特殊な道路ということでは私は県の出している方針は良いのではないのかなと、私はこのように理解しております。若干話が行ったり来たりでございますけれども、とりあえずそういう意見でございます。

小林委員長：ありがとうございました。ほかの委員、いかがですか。どうぞ。

長谷川委員：今いろいろ御意見をいただいている中に、少し配慮をいただきたいのは、やはり下北半島に住んでいる人々の暮らしというところの視点が必要なのではないかと思うんですね。青森県の場合には半島が二つあり、その先端まで人々がそれぞれの暮らしを持って生活をしているんですね。そういう人たちの暮らしの環境が依然として変わらないということが継続されていった時に、次の青森県はどういうふうになるかと言いましたら、どんどん過疎が広がっていくんだと思うんですね。都市に住んでいる、都市と言う私の都市は青森市とかですけれども、そういうところから、例えば今でも転勤で向こうに行くということ、あるいはむつ市の中でもむつ市から更に地方に行くということがあった時の対応というのは、非常に皆さんお困りになっているのは実態だと思うのです。

そういうふうなことを改善するために、人々の暮らしを守るためにもこういう道路というのは先端まで伸びていく必要があるということで整備されているわけですし。だからその道路の整備、実は私は次回の現地調査というのが入試の業務があつて行けないものですから、それで是非こういうふうなところがもし現地調査の対象になった時でも見ていただきたいと思うんですけれども、そこで暮らしている人々は取り残されて良いのかということに対して、都市だけが、あるいは都市の周辺の整備だけが交通量が多いから、B / C は非常にカウントが高くなる。じゃあその B / C の高いところだけを整備すれば良いのかということ、それでは青森県のバランスある発展にはならない。だから、青森県の場合の政策というものをしっかりと見極めて、こういう事業展開を進めていただきたいと思う次第でございます。

小林委員長：はい、武内委員、どうぞ。

武内委員：今の地域の振興の観点、当然必要なんですが、ただ一般論から見ますと、B / C が最初の案ですと 1 以下ですよ。今回試算をされてそれなりに上がってきてはいますけれども。こういう場合に、何故必要かということをもう少しはっきり言っていただきたいんで

すね。政策的な面があるのであればそういうことをきちんと書いていただきたい。ここに観光振興に役立つとか一般論としては書いてあるんですけども、もう少しきちんとした説明を言葉でするなり、あるいは今回出されたような試算で数値を出すなり、そういう工夫が必要ではないかと思います。

小林委員長：岡田委員、どうぞ。

岡田委員：私どもも長谷川委員がおっしゃるような観点が無いわけではなくて、むしろその観点が大変強いんですよ。そうすると、同じ地域振興をやるのでも、今は基盤投資の開発論かということなんですよ。地域づくりだとか地域振興は、今は道路投資で、都市の人々のための観光開発が先行すべき投資、それが今選択されるべきか否かという発想をしているということです。地域振興をやるんだったら、むしろ違うだろうと。それをきちっとやっばり公共投資の使い方の使途の中で青森は青森型を実現して欲しいということなんです。

先生のおっしゃることは分かります。しかし、基盤投資ではないと思います。生産拡大と次のそこで生産があって、そのためにというのなら良いのですけれども、消費的なことを今やっばり大事にしながらということになると、地域の資源をいかに上手にマーケットに結び付けていくかという論理の方をむしろやはり優先させるべきだと思いますね。状況が違うからです。

長谷川委員：観光という産業で生活をしている人たちもいます。そしてその地域で生まれてくる作物とか生産物がありますね、石灰石のお話もそうだと思います。そういう物が適正な交通があればこそ次のステップが生まれてくると思うんですね。閉ざされた空間になってしまったら、そこには産業が振興できないんじゃないですかね。

岡田委員：大多数は、私ども調査をしたことがあるんですが、ほとんどは自然とくつつきで、むしろ長い時間をかけてあそこをゆっくりと見ながら、産直的なところで物を買ったり味わいたいということの方が遥かに今主流です、観光の中身として。

小林委員長：県土整備部の方でどうぞ。

県土整備部理事：県土整備部の理事を拝命しております鈴木でございます。私どもの資料が必ずしも完璧でないためにいろいろと委員の皆さんに一部誤解を招くようなことになっている点に対してお詫び申し上げたいと思います。そこで、現在手元に詳細なデータをもっていますが、一般論として言えることを若干何点かお話をさせていただきたいと思います。まず本県の道路の現状を申し上げます。本県の道路の現状は、全国でも最下位グループの整備状況になっております。とりわけその中でも、東北の中でも舗装率、あるいは改良率、これは全て最下位でございます。その中にありまして、現在御議論いただいております3路線につきましては、下北地域ということで県下の中でも一番道路整備の遅れている地域にあります。したがって、これが事業着手された時にはそれなりに地域の方々の強い要請を受けて、この地域の方々は非常にいつ完成されるのかということのを首を長くして待っているという状況でございます。いろいろな道路行政を巡りましては国の方においても高度な議論もあろうかと思いますが、とりあえず私どもの考え方といたしましては、これから着手されるべき道路は当然県の財政事情等も考えた時には相当慎重にいろいろな面から検討されていかなければならないだろうし、またいろいろな御意見も伺わなくてはならないと思っております。しかし、今御議論いただいておりますこの3路線については、既に事業が着手されていて、それなりの投資がされていて、ある程度私どもが今後の、もちろん汗も一生懸命かきたいと思いますが、私どもの汗のかき方によっては早期に事業の効果が現れるということで、今回継続ということをお願いしております。

それから更にもう一点、大変私どもとしては、これは説明が十分でなくて申し訳ない思ってお詫びを申し上げたいと思っておりますが、当委員会には継続をお願いをしておきながら、県が予算を付けないで保留とは何事かと、このようなお叱りをいただいているものと

思っております。この点についてお話を申し上げますと、まず県は財政改革プランを現在進行中でございます、それに基づくと、まず今年度の予算で申しますと公共事業は概ね昨年から見ますと2割削減になっております。マクロ的な話ではございますが。そういう中にありまして、ではどういう事業を優先してやっていくかとなりますと、やはり今継続でお願いをしているような事業は当然のことながら前回までの再評価委員会においては全て予算を付け、保留なんていうことはありません。しかし、効率的に単年度の予算を消化する上では、やはり用地交渉等を若干時間が掛かる、あるいは設計等で時間が掛かるなど、これは残事業の関係からいってそれしかやれないという場合に、当該年度に、今年度予算を付けたとしてもちょっと執行が困難であろうというものについて一時見合わせようかと。しかし、これは今年付けないということではなく、今年それを事業を継続してやらせていただいている中であって、急転相手方の理解を得られて用地が付いた場合には県はお金も用意することにいたしております。基本的な考え方はそういうことで進めさせていただいております。

それから先ほど用地がまだまだ一杯残っているのというお話もいただきましたが、これも基本的に、かつてはある程度一連区間の用地買収を終了させた後に工事をやっているというのが一般的な通例でした。しかし最近、少しでも少ないお金の投資効果を上げるためには、用地を少しでも買った側から工事をやり、その効果を発現させようという意味から、用地買収のストックを少なくして、買収する側から工事をやっていくという手法に切り替えております。切り替えていると言うか、効率的な予算をそういうふうにするように努めております。したがって、見ますと工事の進捗に比べて用地費があたかも多く残っているかのように数字上は見えるかも分かりませんが、その辺については私どもの事業効果を上げるために進めているんだという点は御理解いただきたいと思っております。

それから、時間が長くなって申し訳ございませんが、もう一点だけ説明させていただきます。もう大分B/Cについては御理解いただいたと思うのですが、それについてもう一点補足させていただきます。大変恐れ入ります、国の資料の8ページになるわけですが、ここに費用便益分析マニュアルというのが昨年の8月国の方で出したものがございます。この国のマニュアルを御覧になっていただきたいと思っております。9ページでございます。9ページの(1)の下から3行目の最後の方から読み上げさせていただきますと、費用便益の評価自体についても、担当部局において独自の項目や指標の追加等を検討しアカウントビリティの向上を図ることが重要であると、このように記載されております。それで、現在私どもが1以下の表示を提案させていただいたというのも、これもお詫び申し上げたいのですが、私どもの汗のかき方が少なかったと思って反省をしております。ここで言っている国のマニュアルは、現在は再三担当から説明いたしましたとおり、走行時間とか走行経費の減少、交通事故の減少、この3点についてのみ評価していたわけですが、これらは通常の一般国道等であれば十分この3点だけで大都市圏においてはB/Cが1以上出るのは明らか、明白なことなわけです。ところが、一つここで私どもが定性的な説明に終始させていただいた点はお詫び申し上げますが、B/Cの持つ意味が、絶対値があまり意味を持っていない。要は5であるのか10であるのか1であるのかということがあまり議論の対象になってなくて、1以上であるということが事業採択要件の必須条件になっていることから、そういう意味でこのマニュアルにおいての定量的な出し方は今ほど申し上げた3点だけに限られております。しかし、その上の(2)の二つ目 にありますとおり、渋滞の緩和や交通事故の減少のほかとありますが、今の3点というのはここで言っている渋滞の緩和と交通事故の減少、これだけを言っています。そのほかに走行の快適性の向上、沿道環境の改善、災害時の代替路の確保云々というふうに、これらのものを当然加味するんだと、このようなことをマニュアルでは言っているわけです。したがって、今回これらの中の一部を私ども、まだこれもここにおいてはいろいろな議論があろうかと思っておりますが、これらを受ける形で私ども再度B/Cを

見直しさせていただいたという点を御理解いただきたいと思っております。

それから先ほど道路の件に関してもう一点、また話が戻りますと、今道路整備の基本的な考え方はいろんな整備の仕方がありますが、とりあえず人の命ということ考えた時に、一時間以内でいわゆる緊急の高度な医療施設にどの地域の人も日本の国民全てが行けるような道路網の整備を将来的にはしようという柱も一つございます。そういう観点からいきますと、残念ながら本県において高度な医療施設を持っているとなると県病とか八戸の市民病院、弘大、それぐらいしかございません。したがって、そういう中であって1時間で到達、いわゆる10分間が人の命を左右すると、極めて医療面においては重要な時間ファクターがあるようでございますので、そういう観点から言っても私どもはその辺の医療体制をも含めた道路網の整備も将来的には考えていかななくてはならないだろうと思っております。ちょっと長くなって申し訳ございませんが若干補足させていただきました。

岡田委員：いろいろ御説明いただきましたけれども、県民が今やはり積極的に支援をしてくれる投資の部分、投資のあり方。そしてちょっと経済が好転した場合には当然そこも射程に入ってくるなということが大事だと思いますね、基本的には。もちろん、御存知だと思いますが、ヨーロッパ社会を御覧いただきますとおり、大変なハイウェイが走っております。片道6車線、7車線、フリーウェイです。しかしちょっと農村部に入りますと、これはどうやって一体すれ違うんだろうということが沢山あります。しかし豊かな生活を何とかそれぞれの投資部分で地域が一生懸命考えながら、こういう形もあるかというのを十分道路行政をやっている方は踏まえておられると思いますが、それを日本でも勉強をしたら、やはり大事なのは、今はどこに投資だろうか、県民の最大の支援を得て、将来こういうことも当然考えて欲しい、その時には最大の協力をしてもらえるという、この視点なんじゃないかというふうに私は思います。

委員長：はい。この18、19、20、3本の道路、半島地域の道路ですけれども、基本的にそういうことで、今のやり取りで一番ベースになる考え方としては地域振興というものをどう位置付けて、それに対する道路なのかということだと思っんですね。このことについてはもうちょっと議論をした方が良いのかなと思います。ちょっと時間の関係もあって、後ろもちょっとやらなくてはならないので、そういうことで頭の中を整理しながら前に進めさせて欲しいと思っんです。ここはだから今ちょっとイエス オア ノーということを保留にして、ちょっと前の方に進ませて下さい。

21番はもう良いですね。22番、22番も保留事業にはなって、藤崎の道路の改良工事ですけど、これも55.8パーセントだということでございます。それから23番はオーケーで、24番、これがB/Cの問題だけだったんですけども、これも新たな考え方を入れると、これは1を下回っていることが是正された数値が出てきているということです。したがって、道路課所管のこの辺につきましては、私たち審議委員会の基本的なスタンスをどこに足場を置くかということによって県の方針についてどうコメントをするかという問題が出てくると思っんですね。ですので、ちょっとこれ皆さん頭に踏まえながら、道路課の問題から離れて次に進みたいと思います。後で意見交換をしたいと思っんです、道路については。

25番、港湾です。これも先ほどの基準から見ると33.9パーセントということでは進捗がかなり遅れてはいるんですが、事業の終わりが平成33年ということから見て均してみると順調に行っているかなということ、25番はどうですか、原案どおり継続ということによるしゅうございますか。それでは25番は継続。

それから26番。これは計画変更が出てきているんですね。先ほど詳しく御説明いただきました深浦の話ですけど、これはいかがでしょうか。点検の進捗のところCというのが出てきておりますけれども。どうぞ、御発言お願いしたいと思います。

足利委員：ちょっと疑問に思っんですけれども、既設護岸の嵩上げということですけど

も、そうすれば既設の護岸の基礎に想定外の新たな力が加わるという気がするんですけども。つまり重量、それから波の力。地震の場合には津波の恐れもありますけれども。その辺の構造的に問題がないのかどうか。場合によっては、いわゆる既設の基礎を補強するとか、その辺が必要な気がしますけれども。それともう一つは既設の護岸がいつ造られたのか分かりませんが、そうすると今度下の部分と上の部分の耐用年数の違いもございますし、その辺どのように考えているかお知らせ願えればと思いました。

小林委員長：技術的な問題ですね。どうぞ、港湾空港課。

港湾空港課：今の御質問ですけれども、今嵩上げしようとしている部分については基礎部がいわゆる岩盤になっています。したがって、通常の護岸を造るような基礎を造ってから立ち上げるとような構造、そういうタイプにはなっていません。したがって、基礎については問題ないと思っています。これも詳細設計をやる必要がありますので、その時点でそういう安全上の対策は十分検討して決めたいと思っています。

小林委員長：よろしゅうございますか。ほかになければ 26 番、計画変更という県の方針を承認するというのでよろしゅうございますか。

27 番でございます。100 億円を超える大きな事業ですが来年で終わる街路事業でございます。弘前でございます。B / C が B 判定となっておりますけど。来年度で終わりということで、いかがですか、県方針どおり継続でよろしゅうございますか。はい、これは継続。28 番。八戸の街路事業です。これも 100 億を超える仕事でございますが、進捗が 56 パーセントということでございます。道路工事がこれからなんですね。いかがですか、継続でよろしゅうございますか。はい、28 番継続。

29 番。これからは、29 番以降は市町村の事業ですよ、県ではなくて。ちょっとそこら辺が要注意なんですけど。県の事業ではなくて市町村がおやりになっている補助事業でございます。まず 29 番は鱒ヶ沢なんですけど、これも 140 億という大きな金額でございます。32 年までかかるということで、下水道です。これも下水道ということでの生活環境には不可欠の仕事だということで、よろしゅうございますか。どうぞ、武山委員。

武山委員：これは基本的に生活に不可欠なものということで良いかと思うんですけども。マニュアルを送っていただいて見たところ、多分これ以上に効果はあるはずなので、1 を超えていれば更に大きな効果が得られるだろうという意味で、特に問題はないように思うんですけども、やはり先ほど言ったように代替案というのがなかったですね。あるいはもうちょっと規模を縮小して、ある部分は浄化槽で対応をするとか、あるいは長期的に見た時に今は何戸かあるけれども将来を考えればそこまで造らなくて良いとか、そういう辺りでどこまで見られているのかなというのが若干あります。

小林委員長：その辺に対する展望、32 年までの仕事ですから、これは鱒ヶ沢町の方、お見えになっているのかな。今の質問の趣旨、お分かりですか。

鱒ヶ沢町：鱒ヶ沢町役場でございます。32 年までの、要は代替案の関係なんですけれども、図面を見ていただきますと 32 年までの、要は 329 ヘクタール整備する予定でございます。それで図面から見ますと、海岸沿いにある住宅地の下水道の整備ということでやっていく予定ですが、深浦寄りの赤石地区につきましては民家が集中してしまっていて、農業集落排水事業でもできるのではないかなと思いましたが、要は処理場を造るよりは管路を整備した方が明らかに安いのではないかとということで、平成 32 年までのエリアに組み込んでおります。よろしいでしょうか。

小林委員長：今の計画でおやりになっていきますけど、32 年というのはあなたは生きていますかもしれないけど私は死ぬかもしれない、そのくらい先の中で、いろいろと新しい、もっともっと効率的に良いというのがあったらその辺は柔軟に対応されるようなことも、今先輩としてやって、次の世代に申し送りみたいなのを書いておいたらいかがですかということです。

鯉ヶ沢町：分かりました。ありがとうございます。

小林委員長：これは継続ということで、29番よろしゅうございますね。30番。同じく下水道で七戸のです。これもやはり100億を超えるという話ですが。これも今と同じように、平成27年までの話で進捗しておりますということですが、これもよろしゅうございますか。はい、これ継続。31番は継続。32番。同じく下水道、天間林です。これも平成27年という非常に長い仕事ですが、今までの上の方の町村と同じような意味付けで継続ということでもよろしゅうございますか。はい。

33番。東通。これはちょっとまた違った名前でございます、都市再生推進事業ということです。進捗率がちょっと遅れている。70パーセントにちょっと足りないかなということです。33番の個別調書を開きますと、前回の第1回目の時に私の理解がまずかったのかもしれませんが、とんちんかんな質問をしたんじゃないかと思うんですけど、個別調書の全体の図を、横に長い図を見ていただくとお分かりいただけるんですけど、色を塗って区画をやって、これだけ団地を切り開いていることを都市再生推進事業というのかなと思って、いろいろこんなに人口が集まるのかとかいろいろなことをお尋ねしたと思うんですけど、実はちょっと違うんだそうです。私だけ間違っていたのかな。この団地造成は、役場の人、すいません説明を。団地造成は全然別の事業でやっていて、この再評価審議会の対象はこれとこれの仕事ですというのをもう少しはっきり言っていただけませんか。

東通村：団地の造成につきましては東通村土地開発公社が実施しております。費用としては全て単費で賄っております。それから事業との並行線につきましては、本事業の方は公営住宅を基本とした事業でありまして、その中に一般分譲地も含めて基幹道路の方は補助事業で整備しております。その他の生活道路につきましては、先ほどの土地開発公社の方で整備しております。よろしいでしょうか。

小林委員長：ということだそうです。そうすると、私どもが審議するのは今の横に長い紙の前の前のページに、都市再生推進事業に関わる実施状況一覧表というのがあります。その一覧表にズーっと時系列的に並んでいますけれど、左側の実施状況というところのこの事業がそうなんですよ。

東通村：はい、そうです。

小林委員長：この中身が新しく公社で、町単独でお造りになった団地の中に、例えば平成14年には電線類地中化工事というものが入ってきますとか、平成16年にこうなって、それから17年度には公園整備が入ってきて、18年度では集会所とか何かを造って、それで18年度で完了するんです。その総額がここに書いてある金額ですと理解すれば良いんですね。

東通村：はい、その上段に入れておけば良かったんですけども、数字の左側の方は事業費です、右側の方がうち国費、3分の1になっております。

小林委員長：左側が総事業費で、右に書いてあるのがそのうちの助成金、補助金ということですね。分かりました。さて、これ、どうぞ御意見、お願いします。

村井委員：一部14年の9月に分譲されているということで記載されております。現在までどのくらい入居されているのか、公営住宅も30戸ぐらいということなんです。その状況を一つお聞かせいただきたいと思います。

また村内の方々のそういう動き、それからむつ市からの移転も目的ということを考えておりますので、入居の状況、ニーズ的なもの、もしお分かりになればお聞かせいただきたいと思います。それで16年頃、今年度残りを分譲予定ということでございますけれども、その売り出し方と言うんですか、専門的なことは分かりませんが、考え方、例えばブロック別に入居をさせていくものなのか、それとも全体的に希望をする場所を選ばせているものなのか。整備を進めていくということになりますと、進め方としては3つの公園が予定されておりますけれども、造れば維持管理費がかかるわけでございますので、ブロック開発的な整備

の進め方、効率が良いのではないかと思いますけれども、入居者に合わせた整備、入居者がなければ無駄が生じるということにもなりかねませんので、そこをちょっとお聞かせいただければと思います。

東通村：はい。まず第一期の分譲につきましてですが、東通原子力発電所が平成 17 年の稼働が具現化しまして、これに合わせて平成 14 年に町として大体ライフラインが整いましたので、造成が完了した 47 区画を一部分譲しました。近隣に附帯すべき教育施設とか商業施設が整備されていなかったこと、更に地区内の道路の未舗装など、立地条件としてまだ魅力に欠けるという部分を露呈したような形となって 4 区画の契約に留まりました。

その後村としましては、第二期分譲ということで分譲に対する取組をいろいろ今までの原因とかその辺を探りまして、いかにすれば売れるかということで、まず一番ネックになっていました建築条件の緩和ですね、分譲の時の購入に当たって建築協定の中で契約から 3 年以内に住宅を建てなければならないという項目を設けていたんです。これが非常にネックになっているようでして、皆さんからも大分問い合わせがあって、今のこの経済状況の中で土地の購入はできても結局家を建てるだけの余裕がないので、これを何とか是正してもらえないかという意見が大多数でした。また、一区画が 120 から 210 坪、平均しますと 156 なんですけれども、1 坪当たり 29,500 円なんですけれども、平均の坪が 156 ということで、それを単純に掛けますと 450 万とか 500 万になりますので、これもかなり皆さんから高いのではないかと。土地そのものの付加価値は認めるんだけど、東通村としては云々ということでした。次に税金対策等につきまして、例えば固定資産税を期限付きで緩和するとか、その辺を一応検討しております。

今後につきましては、統合小学校を含めて平成 17 年の 4 月の開校予定ですが、商業施設も検討しながら、中心地全体の案内とか、隣にあります健康保健福祉センター、こちらの方がデイサービスとか診療所とかありますので、高齢者とか身体障害者のニーズも取り入れて分譲をしてみたいと考えております。時期については資料の方に 6 月と入れていたけれども、大変申し訳ないです、ただ今検討中で、もうちょっと延びそうであります。

それからもう一つ、公園についてであります。これは様式 2 の代替案、コスト削減の方でも述べましたとおり、堤防緑地やジョギングロードについては県土整備部の方にお問い合わせしました。それから近隣に統合小学校が今建設中でありまして、保健福祉センターの方が高齢者のための、小規模ではありますが公園等を整備しつつありますので、大分これによってコストは削減できるかと思います。よろしいでしょうか。

小林委員長：村井委員、よろしゅうございますか。ほかにどうぞ、質問があれば、どうぞ、一條委員。

一條委員：質問というのはないのですが、実は私もとても勘違いをしまして、これ全体が一つの事業かと思っていました。住む側が希望をするのではなくて行政が用意してしまったものに対してどんなふうな町づくりができるんだろうということをととても不安に思っていて、これも慎重にもう一回調査しましょうと私は言いたかったところだったんですが、お話を伺っていたらそうではなく、今回担当をする分ではないということをお伺いしたのですが、老婆心みたいなことですが、やっぱりこういう新興住宅地が抱えていく問題というのは全く知らない人がそういうところに沢山寄せ集まってくるということで、なかなか、今ももう死語になっていますが町内というものが育ち難いということがあります。その中からいろんな社会的な問題が生まれていくということもありますし、私が一番心を痛めたのは榊原事件というのもやっぱりこういう新興住宅地の中で起こってきたという背景もありました。是非良い町づくりということで、それこそ東通村の関係機関の方々といろいろな対策を立てながら、箱モノがあればそこに住んでいる人がとても幸せな生活が送れるかということ、私は果たしてそういうわけではないのではないかと思います。内容のあるより良い町づくりをして下

さるよう頑張っていたきたいなというのが私の希望と心配事でした。

東通村：はい、ありがとうございます。その旨、心に命じて構築していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

小林委員長：ほかにありませんか。どうぞ。

足利委員：私は前回文書でもって質問をしましたがけれども、私も言わば高齢者の部類であります。仮にむつ市からあっちの方に行って住もうかなと一瞬考えましたが、そう考えた場合やっぱり魅力というものが大事だと思いますけれども、これはこの事業と関係がないかもしれませんが、できればあの近辺に温泉でも掘ってみるとか、そういう魅力づくりがあれば仮にむつからでも皆行きますよと、私はそう思っています。これは参考までの意見でございます。

東通村：今の意見に対してよろしいでしょうか。先ほど話をしました健康保健福祉センターの方に温泉があるんです。村民の方には高齢者は無料です。一般の方が200円だったと思いましたが利用させています。ただし、管外につきましてはPRもしてなかったので大変失礼しました。

小林委員長：はい。これは先ほどの左側の都市再生推進事業というのは、これは補助金額は単位千円ですよ。そうすると補助額は8億ですね。そうするとやっぱり団地は村当局の公社でお造りになったということで、それは自分たちでやったところだから審議の対象の外だと思うんですけども、その団地に関わって税金、公的資金が8億投入されるということで、やっぱりもし当初その村当局がお考えになっているとここに人が埋まらなかったら、住む人たちが当初の町づくりのような形で人が入ってこなかった時にはこれだけの投資が果たしていかげなものかという心配というか、そういう懸念はやっぱり残ると思うんですね。ですから、どういう形で村当局は今後責任を遂行されるのか分からないけれども、切り開いて分譲をして造ってやって、そしてインフラは公的資金の導入でやって、それで人がここに予定どおり集まらなかったという状況がもし出てきたらどうされるのかなという心配はやっぱりあるんですね。その辺は村の中では、例えば議会とか何とか推進委員会とか、そういう然るべき検討をする協議会みたいなところではそういう懸念、そういうことに対する対応協議という辺りをやられているんですか。

東通村：当該事業につきましては実施の段階から東通村中心地整備特別委員会、現在は議員18名中9名の委員会なんですけれども、各年度ごとに内容を皆さんに説明いたしまして、詳細を詰めた上で村議会に諮っております。議会の方に当たっても、4区画しか売っていないということなんです。今現在東北電力の寮とか妻帯者向けの住宅とか関連会社の住宅が出来まして、既に100人ほど住んでおります。また村でもPFI方式を使って、役場職員が主なんですけれども、例えばむつ市に住んでいる職員とか先ほどの健康福祉センター関係の職員を今すぐにでも連れてきたいなというように進めています。

小林委員長：造ったは良いけど空き屋だらけではとても大変だという心配はするんですけども、その辺は村の問題ですから私がとやかく言う話ではないよね。はい、ありがとうございました。この都市再生推進事業に関わる部分についての審議ということでございますが、33番は継続でよろしゅうございますか。はい。

最後です。34番、国道改築事業ということで、野辺地のところですけども、これもかなり金額が大きいですが、御覧のように来年で完了ということなので、いかがですか、継続ということでよろしゅうございますか。ありがとうございました。

そうしますと、5時5分前なんですけど、戻っていただきまして、先ほどちょっと残しましたところの18番、19番、20番。これは半島振興ということになってくるわけですけども、むつ周辺のあの辺の話ですよ。後22番は藤崎。それから24番が大鱈ということで、それぞれ残っているんですね。それで先ほどもちょっと委員の中から一つのお話がありまし

たけれども、地域振興、いわゆるこういうどちらかと言うと開発が遅れている地域にも人々が住んでいるんだから、その人たちの生活確保ということ。それから先ほど医療対応の話も御紹介されましたけれど、そこに住んでいる人々の問題と開発の問題ということについて、基本的な考え方の中でこの道路事業を検討したらいかがかという御提案もありました。

それで私の方から考え方で一ついかがかということでお諮りするので、いろいろそうじゃない、こうじゃないと言っていたきたいと思うのですけれど。これは私も位置関係が地理が不案内で良く分からないので事務局にダメと言われるかもしれないのですけれど、18、19、20は私のイメージではむつ、東通、大畑という辺りで全部道路で、その辺を見ながら更に詳細を現地検討しながら検討して、更に事務局の方にいろいろ資料も準備していただいて、そしてその影響、道路行政のあり方、地域振興のあり方などの意見交換も踏まえながら、18、19、20を詰めると自ずと22番と24番もこのまま原案どおり継続で良いんじゃないかとかいう考えに普遍していくと思うんですけど、そのような考え方で、要約すると本日の審議では18、19、20、それから22、24は次回送りと。県の方針に対する本審議会の判断は次回送りと。いうふうなことで委員長提案をしたいんですけど、これについて意見を言っただけませんか。どうぞ、武山委員。

武山委員：19番についてなんですけれども、代替案で海上バイパスはあり得ないと思うんですけども、現道拡幅とバイパス案が本当にどこまで当初検討されたのかという話と、後残事業との関連なんですけど、これは橋梁部2本手を掛けてしまっていると思うんですけども、漁港を挟んで短めに現道にタッチするというような計画変更というのは考えられないのかという辺り、詳細にわたらなくていいんですけども、ちょっと検討をいただければと思うんですけど。

小林委員長：ですから、それは私が提案をするように今日の宿題として持って行って、その持って行ってもらった資料づくりの中に今委員がおっしゃるようなことも入れてくれないかというお話ですね。そうすると考え方としては委員長の提示したような考え方で賛成ということで理解をしいいんですか。ほかにどうでしょうか。どうぞ、各委員御発言いただけますか。いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それではそういうことで、まさか全部を見るのは限られた時間と予算の中で、藤崎とか大鰐の方に行って、更に下北半島というわけにもいかないでしょうから、ただ今の武山委員の具体的な宿題、課題も出ているので、現地を見るのは18、19、20辺りでアレンジしていただいて、その時に一緒に22番と24番についても結論を出すという進め方をすることで委員会としてよろしゅうございますか。はい、ありがとうございました。

それではただ今のような本日の結論を受けて、ちょっと事務局にぱっとで良いんですけど、とてもそんなの無理ですよとか、日程的な話なんですけど、18、19、20をずーっと見て回るのはダメなんです。むしろ足利委員は地元で随分詳しいと思います。無理ですかね、1日で見て回るのは。それでは事務局、もし時間的にどうしても無理だということであれば18、19、20全部でなくても良いです。ただ私も委員の一人として申し上げますと、この19番については先ほどの武山委員の話もあるし、バイパスで何も道路がないところに新しく道路を造るとこと、先ほど言ったような人との問題、それから野生生物、自然環境との問題ということで、ここは是非入れてもらったらと思うのですけれど。全部見れば一番良いんですけど。

事務局：ただ今御提案いただきまして、私も土地感覚がないもので、もう少し担当の方と話を詰めながら委員長提案が進められるかどうか、もう少し時間をいただきたい。少なくともこの3つをアレンジしながらという理解で検討をしたいと思います。それで、加えてでございますけれども、現地調査ということになりますと地元の関係者とか様々な場所のセッティングとか時間を要すると想定されます。何故申し上げますかと言うと、次回の委員会が6月

27日ということで、委員の皆様方の日程も調整させていただいて、第3回目はデスクワークということで想定をしていたのですが、第3回目が現地調査ということになりますともう少しお時間をいただきたい。つまり、第4回目を第3回目の委員会として現地調査させていただきたいというように考えるわけでございますけれども、誠に身勝手な提案なんですけれども。

小林委員長：皆さんスケジュール表をお持ちだと思いますけれども、前もって押さえていただいた6月27日はちょっと準備のために1回省略して、6月27日は止めて、その次に予定されて手帳に入っているのは7月25日だったんですね。この日に現地調査、それから今の積み残し問題をやるということで、6月27日は予定を止めたいという提案ですけど、よろしゅうございますか。では事務局そういうことで、委員の方々が良いということですからお願いします。

そういう形で御予定いただきたいんですけど、今武山委員から、道路課になるのかな、県土整備部の方にただ今のような資料を御準備いただきたいという大事な話があったと思うんですね。そういうのとか、それからいわゆる地域開発と道路行政について岡田委員が盛んに言っていることも、内容に賛同しなくても良いんですけど、十分言っている意味を御理解されたと思うので、それに対する青森県当局、県の行政サイドとしての考え方もお示しいただけるとありがたいし、ほかに委員の方々、先ほど来のやり取りの中で、あと1ヶ月ありますので、こういう資料も準備してもらえればというのがあれば御発言いただきたいと思うんですけど。武内委員、どうぞ。

武内委員：B/Cの件なんですけれども、ここには結果しか出ていないんですけど、差し支えなければ具体的な例を一つでも示していただければ。

小林委員長：どこかの現場でね。じゃあそれは、実際に現地を見るところが良いんですね。見るところでB/Cの中身の計算の算定を見せて欲しいと。武山委員、どうぞ。

武山委員：ここの岩屋ですか、地元の人が本当にバイパスを望んでいるのか、あるいは現道拡幅を望んでいるのか、何かあればお示しいただけると良いなと思います。陳情とか。

小林委員長：それで、現地検討のやり方を私の経験でお話しますと、ここで注文が付くんですよ。例えば行政サイドの人だけじゃなくて地域住民の人も出てくれとか、こういう方にも出てもらいたいとか、それは委員の方からそういう御要望がいただければ事務局で検討をすることになっているんですけど。ですから今、武山委員のおっしゃっているように、一体バイパスは誰が望んでいるんだということだとすると、普通こういうのは難しいんです、議員とか村長とかが来ると絶対やるんですよ。そうではない人も一応意見を聞きたいという意見もあったので、今回の現場は私は知らないんですけどもその辺の調整ももしできるのであれば事務局の方でお考えいただければと。積み上げ方式でボトムアップしてこうやってくれよなら良いんですけども、果たしてこの現場がそうなっているかどうかは分かりません。野田委員、どうぞ。

野田委員：現地の人意見というところなんですけれども、私は森・川・海の事業の方の委員会にも入っていて、その時に大畑川を保全地区対象にするかというので、やっぱり現地調査に行ったことがあるんですけど、大畑川、18番が大畑川の周辺ですよ。やっぱりこの地域は特に県下の河川の中でも周囲の人たちがこの川とかその周辺の自然を保護しようということでかなり力を入れて活動をしていらっしゃる人もいるということなので、そういう意味で、今言っていたように行政の人だけではなくて地元の団体でこの地区の自然とか町づくりについて取り組んでいらっしゃる人の意見が直接聞けると良いなと思うんですけど。

小林委員長：はい、じゃあそういう御要望についても事務局でちょっと御検討いただきたいと思います。ほかに御発言ありませんか。

村井委員：さっき聞こうかなと思っていたんですけど、この評価書を見ますと交通事故の減

少ということで、19番がマイナス13件とか7件とか、18番もマイナス8件とか6件とかという形で、道路関係の方にはこの減少の数値は入っている。要するに、言いたいことは多分バイパスにしても既存の集落の交通事故が緩和されると言いますが、そういう効果があるんだよということだと思いますので、写真を見ますとやっぱりすれ違い、大型ができないという、ちょっと考えられない状況かなと思いました。よって、先生がさっき言った観光振興、地域振興ということもありましたけれども、そういう意味ではやはり交通量も増えているんじゃないかなという感じがしますので、できれば交通量のデータをお願いしたいと思います。小林委員長：事務局、お願いします。どうぞ、足利委員。

足利委員：今の岩屋の件ですね、19番ですか、現地民のいろんな話を生で聞くとかは良いんですけれども、あそこは大きな企業が沢山入っていますから、企業サイドの話も聞いて然るべきかなという気がいたします。

小林委員長：なるほど。事務局御検討下さい。

長谷川委員：もう一つはこの中に観光、観光と出てきてる点で、観光の役割を担っている人ですね。それが地元の観光の人が良いのか、それとも違う立場から下北の観光の魅力を理解されてる方が良いのか、その辺も御検討いただければと思うんですけれども。

小林委員長：はい。それから1回お休みになって1ヶ月後に後ろにずれましたので、もし各委員の方で現地に行くに当たって更にこういう資料、あるいはこういう人々、こういうのを準備していただきたいということがあったら事務局の方に申し入れして下さい。今話が出たのは全部記録されていると思うんですけれど、そのほかにでも戻られてから気が付いたことがあれば事務局の方に言っていただければ検討していただけたと思いますので。次回日程はそういうことで1ヶ月飛ばして、7月25日の日曜日ということでよろしゅうございますね。ほかに何か、全体的に御発言ございますか。はい、どうもありがとうございました。それでは事務局、どうぞ。

事務局：その他の事項ということで、もう1回確認させていただきます。それでは7月25日、日曜日でございますけれども現地調査となります。多分予定でいきますと前泊をしていただくことになろうかと思っております。

小林委員長：どの辺に行くんですか。

事務局：下北まで2時間半、あるいは3時間近く掛かるような行程になると思いますので。

小林委員長：青森に泊まるの、むつに泊まるの。

事務局：それは御相談させていただきたいと思いますが、いずれにしても前の日に入らないとちょっと現地調査はきついかなと思ってございました。イメージとしてはむつに泊まるような形の行程を考えておりますので、一日ではなくて前泊があるということで御予定に入れていただければと思っています。

小林委員長：その日のうちに帰れるんですか。

事務局：帰るためには前泊をしないと難しいと思ってございます。すみませんが、その辺ちょっと情報として抜けておりましたので、一つ何とか御用意のほどよろしくお願ひしたいと思ってございます。またいろいろと何かありましたら、先ほど委員長がお話をしておりましたように私どもの方に御連絡をいただければ対応したいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

#### 4 閉会あいさつ

中村企画政策部長：大変長時間にわたってお疲れ様でございました。次回は現地調査をした上で御検討をいただくということになりました。委員の皆様方からいろいろ御指摘、御要望賜りましたけれども、それにお答えできるように事務局として準備を進めて参りたいと思ひます。本日は大変御苦勞様でございました。ありがとうございました。